

第三章

國際平和協力業務

第一節 設置等政令

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令

〔平成二十三年十一月十八日〕 政令第三百四十五号	改正	平成二十三年二月二十六日政令第四二二号
		同 二十四年一月九日同 第二六二号
		同 二十五年一月八日同 第三〇二号
		同 二十六年一月四日同 第三四三号
		同 二十七年二月六日同 第四八号
		同 二十七年八月二日同 第一九六号
		同 二十八年二月五日同 第四二号
		同 二十八年三月五日同 第八四号
		同 二十八年一月七日同 第三五二号
		同 二十八年一月九日同 第三七三号
		同 二十九年三月九日同 第六四号
		同 三〇年二月二日同 第三七号
		同 三〇年五月三日同 第一六九号
	令和	同 元年五月二日同 第九号
		同 二年五月七日同 第一七七号
		同 三年五月二六日同 第一五七号
		同 四年 五月二五日同第一九八号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布す

る。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、令和五年五月三十一日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。）並びに次条第二号（調整に係るものに限る。）、第三号及び第四号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション軍事部門司令部において行われるもの

二 法第三条第五号ネに掲げる業務のうちデータベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション統合ミッション分析センターにおいて行われるもの

三 法第三条第五号ネに掲げる業務(同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。)並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッションミッション支援部において行われるもの

四 法第四条第二項第三号に掲げる事務

2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

(平一三政四二二・平一四政二六三・平一五政三〇二・平一六政三四三・平一七政四八・平一七政二九六・平一八政四二・平一八政八四・平一八政三四二・平一八政三五二・平一九政六四・平三〇政三七・平三〇政一六
九・令元政九・令二政一七七・令三政一五七・令四政一九八・一部改正)

(政令で定める業務)

第二条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条

第五号ナの規定により同号ネに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う自然災害によつて被害を受けた施設又は設備であつてその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置の実施に必要な企画及び調整

二 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う宿泊又は作業のための施設の維持管理の実施に必要な企画及び調整

三 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う物資の調達の実施に必要な調整

四 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う飲食物の調製の実施に必要な調整

(平一三政四二二・平一八政八四・平一九政六四・一部改正)

(国際平和協力手当)

第三条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十七条第一項に規定する国際平和協力手当(以下「手当」という。)を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

(平一三政四二二・平一八政八四・平一八政三七三・平一九政六四・一部改正)

改正

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月一八日政令第三〇二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月二四日政令第三四三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一六日政令第四八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年八月二二日政令第二九六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一五日政令第四二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日政令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年三月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月一八日政令第三四二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年十一月一七日政令第三五一号)

この政令は、平成二十八年十一月十八日から施行する。

附 則 (平成二八年二月九日政令第三七三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二九日政令第六四号)

この政令は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、第一

条の改正規定(「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年二月二十八日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月二一日政令第三七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日政令第一六九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日政令第九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月二七日政令第一七七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二六日政令第一五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日政令第一九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

第三章 国際平和協力業務 (南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令)

別表 (第三条関係) (平一九政六四・全改)

一	南スーダン内の地域において業務を行う場合 (一)の項に規定する場合を除く。 (一) 南スーダン内の地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と一の項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合 (二) ウガンダ内の地域において業務を行う場合 (三)の項に規定する場合を除く。	一万六千円
二	ウガンダ内の地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と(二)の項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合	六千円
三	政府その他の関係機関と(二)の項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合	三千円

○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令

〔平成三十一年四月五日〕
〔政令第四百四十八号〕

改正

令和元年一月二十五日政令第一六三号

同 二年一月三日同 第三一四号

同 三年一月十九日同 第三一一号

同 四年一月七日同 第三四四号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項、第十七条第二項及び第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、シナイ半島における国際連携平和安全活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、令和五年十一月三十日までの間、シナイ半島国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下

第三章 国際平和協力業務

（シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令）

三五三

「法」という。）第三条第五号ネに掲げる業務（同号イ、ロ及びツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものうち、エジプト及びイスラエルの政府その他の関係機関と多国籍部隊・監視団（千九百八十一年八月三日に署名されたエジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書により設立された多国籍部隊・監視団をいう。以下この号及び第三条において同じ。）との間の連絡調整に係るものに限る。）に係る国際平和協力業務であつて、多国籍部隊・監視団司令部において行われるもの

二 法第四条第二項第三号に掲げる事務

2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

（令元政一六三・令二政三四・令三政三一・令四政三四四・一部改正）

（国際平和協力手当）

第二条 シナイ半島における国際連携平和安全活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十七条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく

第三章 国際平和協力業務 (シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令)

特殊勤務手当の支給の例による。

(多国籍部隊・監視団から提供される記章等の着用)

第三条 シナイ半島における国際連携平和安全活動として実施される国際平和協力業務に従事する者は、当該業務に従事する者としての地位を表示する記章、帽子、スカーフその他これらに類する物であつて多国籍部隊・監視団から提供されるものを着用するものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

(令和元年一月一五日政令第一六三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則

(令和三年一月二三日政令第三四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則

(令和三年一月一九日政令第三二一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則

(令和四年一月七日政令第三四四号)
この政令は、公布の日から施行する。

別表 (第一条関係)

<p>一 エジプト(北シナイ県及び南シナイ県の区域(シャルム・エル・シェイク市の区域を除く。))又はイスラエル(エシユコル地区の区域に限る。))内の地域において業務を行う場合(三の項に規定する場合を除く。)</p>	<p>一万二千元</p>
<p>二 エジプト(二の項に規定する地域及びシャルム・エル・シェイク市の区域を除く。))又はイスラエル(同項に規定する地域を除く。))内の地域において業務を行う場合(四の(二)項に規定する場合を除く。)</p>	<p>八千元</p>
<p>三 一の項に規定する地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と同項、二の項及び四の(一)項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務(同項(二)及び五の項において「連絡調整業務」という。)を行う場合</p>	<p>五千元</p>
<p>四 (一)エジプト(シャルム・エル・シェイク市の区域に限る。))内の地域において業務を行う場合(五の項に規定する場合を除く。)</p>	<p>四千元</p>

五	二の項に規定する地域において連絡調 整業務を行う場合 四の項(一)に規定する地域において連絡調 整業務を行う場合	三 千 円
---	---	-------------

○ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令

〔令和四年四月二十八日〕
〔政令第百八十六号〕

ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、ウクライナ被災民（ウクライナにおける紛争によって被害を受け又は受けるおそれがある住民その他の者をいう。以下同じ。）に対する人道的な国際救援活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号ツに掲げる業務のうち輸送に係る国際平和協力業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係るものに限る。）及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、令和四年七月十五日までの間、ウクライナ被災民救援

国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

（国際平和協力手当）

第二条 ウクライナ被災民に対する人道的な国際救援活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十七条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

別表
(第二条関係)

	一	<p>(一) 一の項(一)に規定する地域において第一条に規定する国際平和協力業務を行う場合</p>	<p>(一) アラブ首長国連邦内の地域において、法第三条第五号ツに掲げる業務のうち空路による輸送に係る業務（以下「空輸業務」という。）を行う場合（並びに(二)に二の項(一)及び(二)に規定する場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。</p> <p>(二) アラブ首長国連邦、エジプト、オマーン、カンボジア、サウジアラビア、スリランカ、タイ、トルコ、フィリピン、ベトナム、マレーシア又はモルディブに所在する空港の区域又はその周辺の区域において、空輸業務に附帯する業務として、空路により当該空輸業務に従事する人員の輸送又は当該空輸業務に必要な物資の補給を行う場合（二の項(一)及び(二)に規定する場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る</p> <p style="text-align: center;">三千円</p>
--	---	---	--

	二	<p>(一) 一の項(二)に規定する区域において、空輸業務に附帯する業務として、空路により乗員が当該空輸業務に従事する人員の輸送又は当該空輸業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。</p> <p>(二) ポーランド又はルーマニア内の地域において空輸業務を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行うものに限る</p> <p style="text-align: center;">千四百円</p>
--	---	--

第二節 実施計画 (国公報特命)

○カンボディア国際平和協力業務実施計画

〔平成4年9月8日
閣議決定〕

変更
平成4年12月4日
平成5年2月12日
平成5年4月27日

カンボディア国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成4年法律第79号) 第6条第1項の規定に基づき、カンボディアにおける国際連合平和維持活動に協力するため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、カンボディア国際平和協力業務実施計画を定める。

(別紙)

カンボディア国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

20年余にわたる戦乱と国内混乱が続いていたカンボディアにお

いては、1991年10月に署名されたパリ和平協定に基づく国際連合平和維持活動として、軍事部門、文民警察部門、選挙部門、行政部門、人権部門、難民帰還部門、復旧部門の7部門からなる国際連合カンボディア暫定機構 (以下「UNTAC」という。) が設立され、活動している。

このうち、停戦監視分野、文民警察分野、選挙分野及び道路、橋等の修理等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から、我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請すべてに応分の貢献を行うこととする。このため、カンボディア国際平和協力隊を設置することとし、これに停戦監視分野、文民警察分野及び選挙分野における国際平和協力業務を行わせるとともに、自衛隊の部隊等により、道路、橋等の修理等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施することとする。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。) 第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNTACについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施に

ついでに受入れ国及び紛争当事者の同意も得られている。

2 カンボジア国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号イ、ロ及びハに掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ウ 国際平和協力法第3条第3号チに掲げる業務に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号スに掲げる業務に係る国際平和協力業務

オ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち輸送、保管及び建設の業務並びに同号カに掲げる業務に係る国際平和協力業務

カ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務としてカンボジアア国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第167号）による改正後のカンボジアア国際平和協力隊の設置等に関する政令第2条各号に規定する業務に係る国際平和協力業務

アからカまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項及び附則第2条の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

カンボジアとする。

ただし、国際連合事務総長又はUNITAC特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者の指図があつた場合には、タイ王国、ラオス人民民主共和国及びヴェトナム社会主義共和国において、(1)アに掲げる業務のうち、附帯する業務としてこれらの国の担当者等との連絡調整に関する業務を行うことができる。

また、フリピン共和国、タイ王国及びジャカルタ共和国において、(1)オに掲げる業務（保管の業務を除く。建設の業務及び国際平和協力法第3条第3号カに掲げる業務については、附帯する業務としての輸送、補給等に限り。）を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成4年9月11日から平成5年10月31日までの間

(4) カンボジアア国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

イ (1)アに掲げる業務に従事する者

ロ 自衛官 8名（ただし、人員の交替を行う場合は16名）

ハ (1)イに掲げる業務に従事する者

ニ (1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 50名

ヒ (1)イに掲げる業務に従事する者

ヘ (1)イに掲げる業務に従事する者

警察官の身分を有する者 75名

- (エ) (1)エからカまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ(7)に掲げる部隊に属する自衛隊員

- (カ) 国際平和協力本部長 (以下「本部長」という。)は、(7)から(9)までに掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

- (7) 武器

(1)ウに掲げる業務に従事する者について、ニューナンゾ M60回転式けん銃77丁 (予備2丁を含む。)

- (4) その他

カンボジア国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アからウまでに掲げる業務に必要な個人用装備 (7)に掲げるものを除く。)

- (5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)エからカまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

- (7) 規模及び構成

- ① (1)エからカまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊 (人員600名。ただし、部隊の交替を行う場合は1,200名)

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等及び(1)オに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送艦及び補給艦により行うための海上自衛隊の部隊 (人員400名)並びに輸送機 (C—130H) により行うための航空自衛隊の部隊 (人員120名)

- (4) 装備

- ① 武器

9mm拳銃78丁 (ただし、部隊の交替を行う場合は156丁) 及び64式7.62mm小銃522丁 (ただし、部隊の交替を行う場合は1,044丁)

- ② 車両

82式指揮通信車、75式ドーザ、大型ドーザ及び特大型ドーザ等300両

- ③ 艦船

補給艦1隻及び輸送艦2隻

- ④ 航空機

輸送機 (C—130H) 6機

- ⑤ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)エからカまでに掲げる業務に必要な装備 (①から④までに掲げるもの

を除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)アからウまでに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をカンボジア国際平和協力隊に派遣するよう要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をカンボジア国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、カンボジア国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認

めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

○ミラン高原国際平和協力業務実施計画

〔平成7年12月15日
閣議決定〕

変更	平成8年6月25日
	平成8年12月17日
	平成9年2月7日
	平成9年6月13日
	平成9年12月16日
	平成10年6月12日
	平成10年12月15日
	平成11年6月22日
	平成11年12月17日
	平成12年6月20日
	平成12年12月15日
	平成13年6月26日
	平成13年12月14日
	平成14年6月21日
	平成15年1月17日
	平成15年7月29日
	平成16年1月16日
	平成16年7月30日
	平成17年1月17日
	平成17年7月29日
	平成18年1月27日
	平成18年7月11日
	平成19年1月26日
	平成19年7月31日

ミラン高原国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、シリア・アラブ共和国南西部のミラン高原における国際連合平和維持活動（国際連合兵力引き離し監視隊）のため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、ミラン高原国際平和協力業務実施計画を定める。

（別紙）

ミラン高原国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

1948年のイヌラエル国建国以来、4次におたる中東戦争を経て続いていたイヌラエル国とシリア・アラブ共和国（以下「両国」という。）との間の紛争については、1974年5月に両国間で兵力引き離し協定が締結された。これを受けて、国際連合の安全保障理事会決議第350号に基づき、国際連合平和維持活動として、シリア・アラブ共和国南西部のミラン高原地域における両国間の停

戦監視及び河軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務とする国際連合兵力引き離し監視隊（以下「UNDOF」）という。）が設立され、同年6月より活動している。

このうち、司令部業務分野及びUNDOFの活動に必要な食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請に応分の貢献を行うこととする。このため、エラン高原国際平和協力隊を設置することとし、これに司令部業務分野及び我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わせるとともに、自衛隊の部隊等により、食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、UNDOFについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られてい

る。

2 エラン高原国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

次に掲げる業務であつて、UNDOF司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

(ア) 国際平和協力法第3条第3号イからへまで及びウに掲げる業務並びに同号レに掲げる業務としてエラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成7年政令第421号。以下「設置等政令」という。）第2条各号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する広報及び予算の作成に係る国際平和協力業務

(イ) 国際平和協力法第3条第3号ウに掲げる業務に関する企画及び調整並びに同号レに掲げる業務として設置等政令第2条第1号（防火及び消火に関する企画及び調整に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

エ ア (ア)及び(イ)、ウ並びにエに掲げる業務のうち、派遣先国政府その他の関係機関とこれらの業務に従事するエラン高原国際平和協力隊又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であつて、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

ウ 国際平和協力法第3条第3号ウに掲げる業務のうち輸送、保管、建設並びに機械器具の検査及び修理に係る国際平和協

力業務

エ 國際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等
政令第2条第1号及び第2号に掲げる業務に係る國際平和協
力業務

アからエまでに掲げる業務は、國際平和協力法第2条第2項
の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

イ スラエル国、シリア・アラブ共和国及びリバノン共和国と
する。

ただし、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、
タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、英国
(ディエゴ・ガルシア島)、アラブ首長国連邦、オマーン、サ
ウジアラビア、ウガンダ、エジプト、ケニア、ジブチ、セー
シェル及び南スーダンにおいて、(1)ウ及びビエに掲げる業務のう
ち附帯する業務としての物資の補給並びに(1)ウに掲げる業務の
うち輸送の業務を行うことができる。

(3) 國際平和協力業務を行うべき期間

平成8年1月15日から平成25年3月31日までの間

(4) ヨラン高原國際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(イ) アに掲げる業務に従事する者

自衛官 3名 (ただし、人員の交替を行う場合は6名)

(ロ) (1)イに掲げる業務に従事する者

(1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等
を有する者 6名 (ただし、人員の交替を行う場合は12
名)

(イ) (1)ウ及びビエに掲げる業務に従事することとなった結果、
國際平和協力法第13条第2項の規定により、國際平和協力
法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(イ)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

(イ) 武器

(1)アに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃3丁
(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加える
ことができる。)

(ロ) 車両

乗用車1両 (装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な
数を加えることができる。)

(イ) その他

ヨラン高原國際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保
並びに(1)ア及びビエに掲げる業務に必要な個人用装備 (イ)
に掲げるものを除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務の種類及び内容

(1)ウ及びビエに掲げる業務

イ 國際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並

びに装備

(7) 規模及び構成

- ① (1)ウ及びエに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊（人員44名。ただし、人員の交替を行う場合は88名）
- ② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための物資の補給及び(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機（C—130H）及び多用途支援機（U—4）により行うための航空自衛隊の部隊（人員80名）

(4) 装備

- ① 武器
9mm拳銃10丁、89式5.56mm小銃32丁及び5.56mm機関銃MINIMI 2丁（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）
- ② 車両
バス、トラック等12両（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）
- ③ 航空機
輸送機（C—130H）2機及び多用途支援機（U—4）2機
- ④ その他
自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ウ及びエに掲げる業務に必要な装備（①から③までに掲げるものを除く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、(1)ア及びイに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をコロン高原国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をコロン高原国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

- (7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項
本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

○東チモール国際平和協力業務実施計画

〔平成14年2月15日
閣議決定〕

変更 平成14年5月17日

(平成14年5月20日施行)

平成15年6月20日

東チモール国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第6条第1項の規定に基づき、東チモールにおける国際連合平和維持活動(国際連合東チモール暫定行政機構)のため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、東チモール国際平和協力業務実施計画を定める。

(別紙)

東チモール国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

東チモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5

月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東チモールの民意を東チモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月26日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東チモール暫定行政機構(以下「UNTAET」という。)を設立した。これにより、UNTAETは東チモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられた。

また、東チモールの独立に向けたプロセスの一環として、UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、2002年4月14日には大統領選挙が、それぞれ公正かつ円滑に実施され、同年5月20日、東チモールは東チモール民主共和国として独立した。

UNTAETは、東チモールの独立によりその任務を終了したが、国際連合安全保障理事会決議第1410号に基づき、同日をもって、引き続き東チモールの安全の確保及び自立支援を目的とする国際連合東チモール支援団(以下「UNMISSET」と

いう。)が組織された。

UNTAET及びその後継となるUNMISSETの活動のうち、司令部業務分野及び道路、橋等の維持補修等の後方支援分野への要員の派遣について国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を果たしていくため、これらの要請に応分の協力を行うこととする。このため、UNMISSETの活動期間において、東テイエール国際平和協力隊を設置し、司令部業務分野及び我が国のUNMISSETに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、道路、橋等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においてはUNMISSETについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られている。

2 東テイエール国際平和協力業務の実施に関する事項

第三章 国際平和協力業務 (東テイエール国際平和協力業務実施計画)

三六七

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 次に掲げる業務であって、UNMISSET軍事部門司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

(イ) 国際平和協力法第3条第3号ヌからカまでに掲げる業務及びタに掲げる業務(保管及び通信を除く。)並びに同号レに掲げる業務として東テイエール国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成14年政令第31号。以下「設置等政令」という。)第2条第1号から第4号までに掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務

(ロ) 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち保管の業務に係る国際平和協力業務

(ハ) 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち通信の業務に関する調整に係る国際平和協力業務

(ニ) 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等政令第2条第6号に掲げる業務に係る国際平和協力業務イア、ウ及びエに掲げる業務のうち、派遣先国政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する東テイエール国際平和協力隊又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

ウ 国際平和協力法第3条第3号ヌからカまでに掲げる業務及びタに掲げる業務(通信を除く。)に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等

政令第2条第1号から第5号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからエまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

東ティモール民主共和国とする。

ただし、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、インドネシア共和国、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びアメリカ合衆国において、(1)ウ及びエに掲げる業務のうち附帯する業務としての輸送及び補給並びに(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。また、オーストラリア及びインドネシア共和国において、(1)イに掲げる業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成14年2月17日から平成16年8月20日までの間

(4) 東ティモール国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(イ) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 10名（ただし、人員の交替を行う場合は20名）

(ロ) (1)イに掲げる業務に従事する者

(1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 5名（ただし、人員の交替を行う場合は10名）

(イ) (1)ウ及びエに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5) イアに掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

(イ) 武器

(1)アに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃4丁及び84式7.62mm小銃6丁（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

(ロ) その他

東ティモール国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ア及びイに掲げる業務に必要な個人用装備（(イ)に掲げるものを除く。）

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)ウ及びエに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(イ) 規模及び構成

① (1)ウ及びエに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊（人員680名。ただし、部隊の交替を行う場合は1,360名）

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送及び補給の

業務並びに(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊(人員370名)並びにこれらの業務を輸送機(C—130H)及び多用途支援機(U—4)により行うための航空自衛隊の部隊(人員170名)

(4) 装備

① 武器

9mm拳銃120丁(陸上自衛隊の部隊102丁、航空自衛隊の部隊18丁)、64式7.62mm小銃568丁及び62式7.62mm機関銃10丁(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

② 車両

高機動車、トラック及びドーザ等295両(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

③ 艦船

輸送艦1隻及び護衛艦1隻

④ 航空機

輸送機(C—130H)7機及び多用途支援機(U—

4)2機

⑤ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ウ及びエに掲げる業務に必要な装備(①から④までに掲げるものを除く。)

く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)から、(1)ア及びイに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東ティモール国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を東ティモール国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長からその所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の護渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

○ネパール国際平和協力業務実施計画

〔平成19年3月27日
閣議決定〕

変更 平成20年3月18日
平成20年9月19日
平成21年3月6日
平成21年8月25日
平成22年3月2日
平成22年7月16日
平成22年11月16日

ネパール国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、ネパールにおける国際連合平和維持活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、ネパール国際平和協力業務実施計画を定める。

(別紙)

ネパール国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

ネパールに関しては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国

軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という）、マオイスト双方の代表団により、果敢和平交渉が行われた結果、同年6月、両者の間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、2007年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、2007年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（以下「UNMIN」という。）を設立した。

制憲議会選挙は、当初、2007年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情勢等の影響により、二度にわたり延期され、2008年4月10日に実施された。

制憲議会選挙終了後、王制が廃止され連邦民主共和制に移行するなどネパールの和平プロセスは一定の進展を見せているものの、国軍とマオイスト兵との統合問題等課題が残されている。2008年10月28日、統合問題に関する特別委員会を設置することが決定

されたものの、同委員会の構成等について政党間の合意がなされず、同委員会の開催が大幅に遅れた。昨年11月16日、ようやく同委員会の第1回会合が開催され、6か月以内の統合・復帰完了を目指したワーキングプランを作成すること等が決定された。同年5月、国軍参謀長の去就を巡る対立の結果、政権が交代し、新首相の下、同年7月17日からマオオオストの非認証兵士の除隊プロセスを開始する旨の発表がなされた。以後、大きな動きはなかったが、同年12月にマオオオストが議会運営の妨害を停止し、本年1月には、マオオオストを含む主要政党の幹部が和平プロセスに関する協議を行うための枠組みが構築され、また、昨年5月の政権交代以降事実上活動が中断していた統合問題に関する特別委員会が再開された。本年2月8日、非認証兵士の除隊作業は完了したが、統合・復帰の具体的な方針については、依然としてマオオオストと与党との間で見解の隔たりがある。新憲法制定については、本年5月28日に公布することを目指して作業が行われていたが、同日までに作業が完了せず、制憲議会の設置期間が1年延長されることとなった。制憲議会の期間延長の際、マオオオストを含む主要政党間で合意された項目に首相の早期辞任があり、本年6月、昨年の政権交代から1年余りで首相が辞任を表明した。

こうした情勢を踏まえ、UNMIINの活動期間も逐次延長され、本年9月、政府からの要請を受け、国際連合安全保障理事会において、武器及び兵士の管理の監視等に関する任務につき、UNMIINの活動期間を2011年1月15日まで延長し、同日をもって

UNMIINの任務を終了することが決定された。

UNMIINの活動のうち軍事監視分野への要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このためUNMIINの活動期間において、ネパール国際平和協力隊を設置し、軍事監視分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、UNMIINについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られている。

2 ネパール国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号イに掲げる業務のうち紛争当事者間で合意された軍隊の再配置及び武装解除の履行の監視の業務に係る国際平和協力業務

- イ アに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事するネパール国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務
- (2) 派遣先国
ネパール連邦民主共和国
- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間
平成19年3月30日から平成23年3月31日までの間
- (4) ネパール国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備
ア 規模及び構成
 - (イ) アに掲げる業務に従事する者
自衛官 6名 (ただし、人員の交替を行う場合は12名)
 - (ロ) アに掲げる業務に従事する者
(1) アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 6名 (ただし、人員の交替を行う場合は12名)
 - (ハ) 国際平和協力本部長 (以下「本部長」という。) は、(イ)及び(ロ)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。
- イ 装備
ネパール国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備 (武器を除く。)
- (5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

- ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をネパール国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をネパール国際平和協力隊に派遣するものとする。
- イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。
- ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。
- エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。
- (6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項
本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

○ハイチ国際平和協力業務実施計画

〔平成22年2月5日
閣議決定〕

変更 平成22年11月16日

平成24年1月20日

平成24年12月18日

ハイチ国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、ハイチにおける国際連合平和維持活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、ハイチ国際平和協力業務実施計画を定める。

（別紙）

ハイチ国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

ハイチに関しては、2004年に入ってから政治情勢の不安定化及び治安情勢の急速な悪化により、同年2月末大統領が国外へ逃亡し、憲法の規定に従い最高裁判所長官が暫定大統領に就任し、その要請を受けて、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）において決議第1529号が採択され、暫定多国籍軍（以下「M I F」という。）が設立された。この後治安状況は沈静化し

たものの、政治的・社会的混乱は続いた。同年4月、国際連合事務総長報告は、国際連合ハイチ安定化ミッション（以下「MINUSTAH」という。）の設立の必要性を述べた。同月、安保理は、ハイチの状況は国際の平和及び安全に対する脅威を構成するとして、決議第1542号を採択し、同年6月、M I Fに代わり、ハイチにおける安全かつ安定的な環境の確保を主な任務として、MINUSTAHが設立された。

2010年1月12日にハイチにおいて発生した大規模な地震及びこれに引き続いて発生した余震（以下「ハイチ地震」という。）によりハイチは大きな被害を受けた。同月19日、安保理は、事態の深刻さと緊急の対応の必要性を認識し、緊急の復旧、復興及び安定化を支援するためMINUSTAHの要員を3,500名増員する決議第1908号を採択した。同決議の採択を受け、国際連合は、我が国に対し、要員の派遣を要請した。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対人的協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、ハイチ国際平和協力隊を設置することとし、これにMINUSTAH軍事部門司令部において行われる企画及び調整の分野並びに我が国のMINUSTAHに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊等により、ハイチ地震の被災者の支援等の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 ハイチ国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号ロに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものの収容に係るものに限る。）及び同号タに掲げる業務並びに同号レに掲げる業務としてハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成22年政令第10号。以下「設置等政令」という。）第2条第1号に掲げる業務に関する企画及び調整並びに同条第4号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、MINUSTAH軍事部門司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に関する企画及び調整並びに同号レに掲げる業務として設置等政令第2条第2号から第4号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、MINUSTAH軍事部門司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

ウ ア、イ及びエからクまでに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事するハイチ国際

平和協力隊又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

エ 国際平和協力法第3条第3号ヌに掲げる業務に係る国際平和協力業務

オ 国際平和協力法第3条第3号ロに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものに対するものに限る。）に係る国際平和協力業務

カ 国際平和協力法第3条第3号ロに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものの収容に係るものに限る。）に係る国際平和協力業務

キ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ク 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等政令第2条第1号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからクまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国
ハイチ共和国とする。

ただし、アメリカ合衆国、カナダ、ドミニカ共和国、マーシャル諸島共和国及びパナマ共和国において、(1)エからクまでに掲げる業務のうち附帯する業務としての輸送及び補給並びに(1)キに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成22年2月5日から平成25年3月31日までの間

(4) ハイチ国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

(イ) (1)イに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

(ウ) (1)ウに掲げる業務に従事する者

(1)ウに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 5名 (ただし、人員の交替を行う場合は10名)

(エ) (1)エからクまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

(ア) 武器

(1)ア及びイに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃2丁(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

(イ) その他

ハイチ国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アからウまでに掲げる業務に必要な個人用装備 (ア)

に掲げるものを除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)エからクまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)エからクまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊 (人員350名。ただし、人員の交替を行う場合は700名)

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送及び補給の業務を輸送艦等により行うための海上自衛隊の部隊 (人員540名) 並びにこれらの業務及び(1)キに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機 (C-130H) 等により行うための航空自衛隊の部隊 (人員200名。ただし、人員の交替を行う場合は240名)

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃5丁、小銃(89式5.56mm小銃又は64式7.62mm小銃)305丁及び5.56mm機関銃MINIMI7丁(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

② 車両

軽装甲機動車、トラック、ドーザ等150両(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

③ 艦船

輸送艦1隻、補給艦1隻及び護衛艦1隻

④ 航空機

輸送機(C-130H)2機(ただし、機体の交替を行う場合は3機)、多用途支援機(U-4)1機、空中給油・輸送機(KC-767)1機及び政府専用機(B-747)1機

⑤ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)エからクまでに掲げる業務に必要な装備(①から④までに掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)から、(1)アからウまでに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をハイチ国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をハイチ国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

る。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

○南スーダン国際平和協力業務実施計画

〔平成23年11月15日
閣議決定〕

変更	平成23年12月20日
	平成24年10月16日
	平成25年10月15日
	平成26年10月21日
	平成27年2月10日
	平成27年8月7日
	平成28年2月9日
	平成28年3月22日
	平成28年10月25日
	平成28年11月15日
	平成29年3月24日
	平成29年6月1日
	平成30年2月16日
	平成30年5月18日
	令和元年5月17日
	令和2年5月22日
	令和3年5月21日
	令和4年5月20日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、

別冊のとおり、南スーダン国際平和協力業務実施計画を定める。

（別冊）

1 基本方針

南部スーダン独立前のスーダンにおいては、1983年以降、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）との間で20年以上にわたり武力紛争が続いていたが、2005年1月、両者は「南北包括和平合意」（以下「CPA」という。）に署名し、武力紛争が終結した。国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、2005年3月に決議第1590号を採択し、CPAの履行の支援等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）を設立した。

2011年1月、CPAの履行の一環として、UNMISの支援も受けて、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、有効投票総数の約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となった。同年2月、スーダン政府は、大統領令を発出し、この結果を受け入れた。同年7月9日、南スーダン共和国が独立し、UNMISはその活動を終了した。

一方、南スーダン共和国が効果的かつ民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化することが必要であることから、同年7月8日、安保理は決議第1996号を採択し、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とする国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）の設立を決定し、

同日9日、UNMISを設立した。

このような状況の下、国際連合から我が国に対し、UNMIS Sへの要員の派遣について要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の貢献を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に行うこととする。このため、UNMIS Sの活動期間において、南スーダン国際平和協力隊を設置し、司令部業務分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第1号ロに規定する武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項第1号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第5号ネに掲げる業務(同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。)並びに同号ナに掲げる業務として南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成23年政令第345号。以下「設置等政令」

という。)第2条第2号(調整に係るものに限る。)、第3号及び第4号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、UNMIS S軍事部門司令部において行われるもの

イ 国際平和協力法第3条第5号ネに掲げる業務のうちデータベース(南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理に係る国際平和協力業務であって、UNMIS S統合ミッション分析センターにおいて行われるもの

ウ 国際平和協力法第3条第5号ネに掲げる業務(同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。)並びに同号ナに掲げる業務として設置等政令第2条第1号及び第2号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、UNMIS Sミッション支援部において行われるもの

エ アからウまでに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

アからエまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

南スーダン共和国とする。

ただし、ウガンダにおいて(1)に掲げる業務を行うことができる。

- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間
平成23年11月18日から令和5年5月31日までの間

- (4) ナスーダン国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

- (7) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

- (4) (1)イに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

- (4) (1)ウに掲げる業務に従事する者

自衛官 2名 (ただし、人員の交替を行う場合は4名)

- (4) (1)エに掲げる業務に従事する者

(1)エに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 3名 (ただし、人員の交替を行う場合は6名)

(4) 国際平和協力本部長 (以下「本部長」という。)は、(7)から(4)までに掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

ナスーダン国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備 (武器を除く。)

- (5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をナスーダン国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をナスーダン国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

- (6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

ア 国際平和協力業務が行われる期間中において、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされている場合であっても、安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合には、国家安全保障会議における審議の上、ナスーダン国際平和協力隊を撤収する。

イ 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

○シナイ半島国際平和協力業務実施計画

〔平成31年4月2日
閣議決定〕

変更

令和元年11月12日

令和2年11月10日

令和3年11月16日

令和4年11月1日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、シナイ半島における国際連帯平和及安全活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別冊のとおり、シナイ半島国際平和協力業務実施計画を定める。（別冊）

1 基本方針

1973年の第4次中東戦争の後、1978年9月、エジプト・アラブ共和国とイスラエル国は、アメリカ合衆国の仲介により、「キヤノン・デービッドにおいて合意をみた中東における平和の枠組」及び「エジプト・イスラエル平和条約締結のための枠組」に署名し、1979年3月26日には、「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約」（以下「平和条約」という。）が締結された。

これを受け、関係各国は、平和条約に基づく国際連合の部隊及び監視団の派遣について、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）の合意を取り付けるべく働きかけを行ったが、1981年5月の安保理議長からの合意不成立の通告を踏まえ、同年8月3日、紛争当事者であるエジプト・アラブ共和国とイスラエル国は、アメリカ合衆国の仲介により、多国籍部隊・監視団（以下「MFO」という。）設立の根拠となる「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」に署名し、平和条約に定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関としてMFO（本部：イタリヤ共和国）が設立された。

MFOは、1982年の活動開始以来、エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。また、我が国は、中東における我が国の果たす役割への期待が高まってきた中、1988年度に初めてMFOへの財政支援を実施し、それ以来、MFOへの財政貢献を行ってきたところである。

このような財政支援を通じた中東の平和と安定への我が国の貢献についてはMFOから高い評価がなされ、MFOから我が国に対し、要員の派遣について要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、中東地域の平和と安定への貢献を通じたMFOによる国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応

分の協力を行うこととする。このため、MFOの活動期間の内、以下2(3)に定める期間において、シナイ半島国際平和協力隊を設け、司令部業務分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第9号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号イに規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、国際連携平和安全活動が行われる地域の属する国（以下「受入れ国」という。）及び紛争当事者の当該活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、MFOについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 シナイ半島国際平和協力業務の実施に関する事項

- (1) 国際平和協力業務の種類及び内容
 - ア 国際平和協力法第3条第5号ネに掲げる業務（同号イ、ロ及びツ）に掲げる業務の実施に必要な調整に係るものうち、受入れ国の政府その他の関係機関とMFOとの間の連絡調整に係るものに限る。）に係る国際平和協力業務であつて、MFO司令部において行われるもの
 - イ アに掲げる業務のうち、受入れ国の政府その他の関係機関とこの業務に従事するシナイ半島国際平和協力隊との間の連

連絡調整に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

- (2) 派遣先国
 - ア 受入れ国
 - エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国とする。
 - イ 受入れ国以外の国
 - イタリヤ共和国とする。
- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間
 - 平成31年4月19日から令和5年11月30日までの間
- (4) シナイ半島国際平和協力隊の規模及び構成
 - ア 規模及び構成
 - (イ) (1)アに掲げる業務に従事する者
 - 自衛官 2名（ただし、人員の交替を行う場合は4名）
 - (ロ) (1)イに掲げる業務に従事する者
 - (1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 1名（ただし、人員の交替を行う場合は2名）
 - (ハ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、(イ)及び(ロ)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。
 - イ 装備

(7) 武器

(1)アに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃2丁及び89式5.56mm小銃2丁(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

(4) その他

シナイ半島国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備(7)に掲げるものを除く。)

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をシナイ半島国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をシナイ半島国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事

務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

ア 国際平和協力業務が行われる期間中において、我が国としてMFOに参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされている場合であっても、安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合には、国家安全保障会議における審議の上、シナイ半島国際平和協力隊を撤収する。

イ 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

ウクライナ被災民救済国際平和協力 業務実施計画

〔平成4年4月28日
閣議決定〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、ウクライナ被災民救済のため実施される人道的な国際救援活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別冊のとおり、ウクライナ被災民救済国際平和協力業務実施計画を定める。

（別冊）

1 基本方針

ウクライナ国（以下「ウクライナ」という。）については、ロシアが、2022年2月24日、ウクライナにおける「非軍事化」「非ナチ化」を追求するとして、「特別軍事作戦」の開始を発表し、ウクライナへの侵略を開始した。ロシア軍はウクライナ北部、東部、南部に進軍し、各地で激しい武力衝突が発生した。ロシア軍は一般市民も標的にしており、多数の死傷者が生じている。4月上旬には、ロシア軍が撤退したキーウ州の各都市において虐殺された多数の市民の死体が発見された。また、マリウポリ市を始めとするウクライナ東部等では、ロシア軍による無差別攻撃により

一般市民の犠牲者が発生しているほか、人道回廊を通じた避難もロシア軍により妨害されている。ロシア軍はウクライナ北部からは撤退したが東部及び南部において攻勢を強める動きがあり、停戦のめどは立っておらず、一般市民の犠牲や避難も継続している。

国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）によれば、軍事侵攻の結果ウクライナから周辺諸国へ避難したウクライナ国民は、本年4月19日現在、500万人を超えており、ポーランドに約283万人、ルーマニアに約76万人、ハンガリーに約47万人、モルドバに約43万人及びスロバキアに約34万人が流入したとされている。

このような状況に対処するため、UNHCRは、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、モルドバ及びスロバキアにおいて、ウクライナ被災民に対する救援活動を行っている。

UNHCRは、上記のウクライナ被災民に対する救援に資するために、人道救援物資をアラブ首長国連邦（ドバイ）の倉庫からポーランド及びルーマニアに輸送するなどの人道的な国際救援活動を行っているところ、今後、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの備蓄物資の輸送について要請がなされた。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための活動に対し、国際協調の下で積極的な貢献を行うため、この輸送の要請に応分の協力を行うこととする。このため、ウクライナ被災民救済国際平和

協力隊を設置し、我が国のウクライナ被災民救援活動として輸送を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第3号に規定する

UNHCRの人道的な国際救援活動が行われる地域の属する国（以下「受入国」という。）の当該活動への同意及び同法第6条第1項第3号に規定する受入国の、我が国の国際平和協力業務への同意についてはいずれも得られている。

2 ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア イに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第5号ツに掲げる業務のうち、輸送に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ア 受入国

アラブ首長国連邦、ポーランド共和国及びルーマニアとする。

イ 受入国以外の国

エジプト・アラブ共和国、オマーン国、カンボジア王国、サウジアラビア王国、スリランカ民主主義共和国、タイ王国、トルコ共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア及びモルドバ共和国において、(1イ)に掲げる業務のうち附帯する業務として補給及び輸送を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

令和4年4月29日から同年7月15日までの間

(4) ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(イ) (1ア)に掲げる業務に従事する者

(1ア)に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者5名（ただし、人員の交替を行う場合は10名）

(イ) (1イ)に掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第14条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5) イ(イ)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安

全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備 (武器を除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)イに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(7) 規模及び構成

(1)イに掲げる業務を行うための航空自衛隊の部隊 (員201名)

(4) 装備

① 航空機

輸送機 (C-2) 2機、空中給油・輸送機 (KC-767) 1機、政府専用機 (B-777) 1機及び輸送機 (C-130H) 1機

② その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イに掲げる業務に必要な装備 (武器及び①に掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長 (以下「本部長」という。) から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をウクライナ被災民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をウクライナ被災

民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項
本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

第三節 実施の状況及び結果

(国々譯出中頁)

○カンボディア国際平和協力業務の 実施の結果

(平成5年11月12日)

1 経緯

20年余にわたる戦乱と国内混乱が続いていたカンボディアにおいては、平成3年10月に署名されたパリ和平協定に基づく国際連合平和維持活動として、平成4年2月の国際連合カンボディア暫定機構(以下「UNTAC」という。)設立にかかる安保理決議に基づいて、軍事部門、文民警察部門、選挙部門、行政部門、人權部門、難民帰還部門及び復旧部門の7部門からなるUNTACが設立され、活動してきた。UNTACは、世界の各地域から派遣された2万人を上回る要員が参加した大規模な国際連合平和維持活動であった。

このうち、我が国に対しては、停戦監視分野、文民警察分野、選挙分野及び道路、橋等の修理等の後方支援分野への要員・部隊

第三章 国際平和協力業務 (カンボディア国際平和協力業務の実施の経緯)

の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に規定する各要件が満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNTACについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意も得られていた。

これを踏まえ、我が国としても、これらの要請すべてに充分の貢献を行うこととした。このため、平成4年9月8日、「カンボディア国際平和協力業務の実施について」及び「カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成4年政令第295号)」の閣議決定を行い、カンボディア国際平和協力隊を設置し、これにより、停戦監視分野、文民警察分野及び選挙分野における国際平和協力業務(選挙分野については平成5年4月27日の閣議決定により追加)を行うとともに、自衛隊の部隊等により、道路、橋等の修理等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。

2 カンボディア国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 停戦監視分野

福井祐輔2等陸佐以下8名の第1次停戦監視要員は、平成4年9月19日に本邦を出発、20日にプノンペンに到着し、UNT

ACから約2週間のブリーフイングを受け、10月3日から6日までの間に各勤務地に配置され、概ね6カ月の勤務についた後、平成5年3月21日に帰国した。第1次停戦監視要員の最終配置先は、モニタリングチーム951(ゾンペン地区)及び同952(ゾンペン地区)に各1名、ベトナムとの国境沿いのチェックポイントCV4(スバリエン州)、CV6(コンボンチャム州)及びCV10(ラタナキリ州)に各2名であった。

田村栄一2等陸佐以下8名の第2次停戦監視要員は、平成5年3月16日に本邦を出発、17日にゾンペンに到着し、UNTAACから約1週間のブリーフイングを受け、23日から28日までの間に各勤務地に配置され、概ね6カ月の勤務についた後、9月16日に帰国した。第2次停戦監視要員の最終配置先は、モニタリングチーム951、同512(スバリエン州)及び同403(クラチエ州)に各1名、ベトナムとの国境沿いのチェックポイントCV4及びCV6に各1名、タイとの国境沿いのチェックポイントCT6(インテアイン・ミアンチェイ州)に1名、セクタールモニター1(インテアイン・ミアンチェイ州)及び同4(スタントレン州)に各1名であった。

停戦監視要員は、各国要員混成の数名でチームをつくり業務に従事した。停戦監視業務はそれぞれ勤務するチームによって異なるが、モニタリングチームではカンボディア各派の兵士を武装解除する宿营地(カントンメント)において集められた武器の保管状況や停戦が守られているかどうかの監視等を行い、

ボーターチェックポイントチームでは国境沿いの監視所において停戦が守られているかどうかの監視、外国軍の進入や武器・弾薬の持ち込みの監視等を行った。また、セクターモニタリングチームは、UNTAACの歩兵部隊の担任地域毎に設けられ、当該地域内のモニタリングチーム、ボーターチェックポイントチーム等からの情報を統括する等の活動を実施した。我が国の停戦監視要員の中には、こうしたチームのリーダーとして活動した者もいた。停戦監視要員は、他国の要員を含め、非武装であるが、停戦違反行為が発生する地域で活動したり、武器の搬入をチェックしたり、極めて緊張しながら業務を行う場合もしばしばあった。したがって、我が国の要員は、必要に応じて防弾チョッキを着用することもあった。また、活動中の停戦監視要員には、原則として、UNTAACの歩兵部隊の隊員が同行していた。

停戦監視要員の生活は、粗末な民家等を他のチーム員とともに借り上げ、厳しい自然環境等の下で、現地で食料等を調達しながらの共同生活を行った。こうした状況の中で、各要員は、必要に応じ、UNTAACのみならず我が国からの水・食料等必要物資の提供を受けながら、各国の停戦監視要員と協力しつつ業務を遂行した。

(2) 選挙分野

福島清介氏以下選挙要員41名(国家公務員5名、地方公務員13名、民間人23名)は、平成5年5月12日に本邦を出発し、13

日から3日間タイのパタヤでUN T A Cからグリーンフライングを受け、17日にブロンペン経由でタケオに到着し、21日から22日にかけて、全員タケオ州内（バティ郡に4名、サムロン郡に6名、フレイカバス郡に9名、トラムコック郡に8名、アンコーボレイ郡に2名、トレン郡に5名、ボレイチルサル郡に1名、コーアソデット郡に2名、キリボン郡に4名）に配置された。これらの選挙委員は、憲法制定議会選挙の公正な執行の監視、管理の業務に従事し、6月2日にタケオを出発し、ブロンペン及びタイ経由で6月4日に帰国した。

この選挙は、UN T A Cがカンボディアにおける自由で公正な選挙の組織及び管理に責任を負うとするパリ和平協定の規定に従い、UN T A Cによる管理の下に実施された。

我が国の選挙委員は、5月23日から28日までの投票期間中、投票所となった学校、寺等に宿泊することとなったが、一部投票所においては、予定されていたUN T A Cからの飲料水等の提供が行われないか又は不十分なこともあった。こうした厳しい環境の下で、我が国の委員は、配置された各投票所において投票所の統括の責任を有するカンボディア人担当官を補佐し、投票が自由かつ中立的な状況で行われたことを確認する等の業務に従事した。また、我が国の委員は、5月29日から6月1日までは、タケオ及びブロンペンの開票所において交替制勤務の24時間体制で実施された開票の監視等の業務に携わった。

選挙委員の活動は、憲法制定議会選挙を迎えてカンボディア

国内の緊張が高まる中で実施されたものであり、治安の状況の悪化等が懸念されたが、各委員は、状況に応じ、防弾チョッキを携行、着用等して、任務を全うした。

5月23日から28日にかけて行われた投票は、コンボンチヤム州及びカンボット州で一時的な投票所の閉鎖が行われたものの、カンボディアの全国に設けられた固定投票所1,400カ所及び移動投票所200カ所において全体として平穏かつ円滑に行われた。選挙後、一部から投票及び開票に関する異議申立てがなされたが、選挙は、全体として自由かつ公正に行われた旨の国連事務総長報告がなされた。投票率は、当初の予想を大きく上回り、有権者の約90%に当たる約426万7千人が投票した。

この選挙結果を受けて、議会が招集され、7月1日、ラナリット殿下、フン・セン氏を共同首相とする暫定国民政府が成立し、憲法制定議会において、憲法制定作業を行った結果、9月24日には憲法が公布され、カンボディアはカンボディア王国となり、シハヌーク殿下が国王に選出され、ラナリット第一首相、フン・セン第二首相が任命されて新政府が発足した。

(3) 文民警察分野

山崎裕人警視正以下75名の文民警察委員は、平成4年10月13日に本邦を出発、14日にブロンペンに到着し、UN T A Cから約1週間のグリーンフライングを受け、21日から27日までの間に各勤務地に配置された。州別の最終配置先は、ブロンペン地区に9名、カンダル州に8名、タケオ州に8名、フレイヴェン州に

8名、コンボンチヤム州に10名、コンボントム州に9名、ジェムリアツツ州に9名、コンボンチエナム州に5名、バンテアイ・ミアンチエイ州に9名であった。このうち、バンテアイ・ミアンチエイ州の9名については平成5年5月4日に発生した我が国文民警察要員等に対する襲撃事件により、高田晴行警視が殉職、その他8名が負傷等の治療を受けるため5月21日及び6月1日に帰国した。残りの86名については任務終了の後、7月8日に帰国した。

我が国の文民警察要員は、UNTAACが州や郡に設置した警察署等に数名ずつ配属されたが、その中には、署長又は副署長として活動していた者もいた。業務内容は、現地警察に対する助言、指導、監視であり、要員は、UNTAACの方針に従い、業務の遂行に当たって武器を携行することはなかった。具体的な活動としては、管轄区域内をパトロールし、住民等から現地警察の活動状況を聴取することにより現地警察の活動が公正中立に行われているかの調査・監視等を行ったり、実際の事件が発生した際に現地警察に対し捜査の方法等の指導・助言を行ったりした。また、ナムペンのような都市においてはラツジュ時の交通整理の指導を実施する等、広汎な業務を行った。

しかしながら、時として、地方のUNTAAC文民警察署等の現場において、我が国の文民警察要員の本来業務からみて疑問のある指示等が行われている例も見られたので、我が国としては、要員の安全確保の観点及び国際平和協力法との関係から、

再三、UNTAACに対して申し入れを行った。

文民警察要員の生活は、同じ警察署等に勤務する我が国要員数名が共同で宿営施設を借り上げ、現地で食料等を調達して共同生活を営んだ。一部の地域にあつては、治安状況の悪化等から業務の遂行が困難となったり、充分な輸送・通信手段が提供されず、飲料水等の必要物資の確保にも困難が伴うようになったため、我が国より防弾チョッキ、浄水器、いわゆるインマルサット(衛星回線電話)等を支給し、要員は任務を継続した。

治安状況は、一部の地域において、当初より著しく悪化し、1月にはジェムリアツツにおいて我が国要員を含む文民警察要員の宿舎が襲撃され、4月にはアンピルにおいて我が国文民警察要員が強盜被害に遭う等の事件が起き、5月には、バンテアイ・ミアンチエイ州のフオンクー〜アンピル間において、UNTAAC車列に対する襲撃により、車列に同乗していた我が国文民警察要員5名のうち高田晴行警視が殉職し、4名が重軽傷を負うという事件が発生したことは極めて残念であった。

(4) 道路、橋等の修理等の後方支援分野

渡辺隆2等陸佐以下600名の陸上自衛隊の第1次カンボディア派遣施設大隊(以下「第1次施設部隊」という。)は、平成4年9月17日から逐次本邦を出発し、10月14日までに全員がカンボディアに到着し、その後、約6カ月間業務を実施した後、平成5年4月10日までに帰国した。

石下義夫2等陸佐以下600名の第2次カンボディア派遣施設

大隊（以下「第2次施設部隊」という。）は、平成5年3月29日から逐次本邦を出発し、4月8日に第1次施設部隊から業務を引き継ぎ、4月11日までに全員がカンボディアに到着し、その後約6カ月間業務を実施した後、9月26日までに全員帰国した。

カンボディア派遣施設大隊（以下「施設部隊」という。）の主要業務は、長期間にわたる内戦等で荒廃した国道2号線及び3号線の道路及び橋の修理等であったが、まず、活動の拠点となるタケオに移動し、宿営地の設置を開始した。平成4年10月28日には、宿営地の設置と並行し、道路等の補修作業に着手した。道路等の補修作業に必要な原材料については、UNTAACから提供されるもののほかに、トナイエ山に宿営し、採石場で原石を採取して自らも原材料を確保した。施設部隊は、タケオを宿営地として作業を行ったが、カンボットとペルレンの間の国道3号線の修理作業に当たっては、タケオからの距離が遠いことから、作業を効率的に行うため、平成5年1月から部隊の一部をカンボットに分派した。また、6月からは、シムスークヴィル港のコンテナ置き場の構築を実施することとなったことから、カンボットに分派していた部隊を引き上げ、新たに部隊の一部をシムスークヴィルに分派して業務を実施した。なお、施設部隊からは、連絡幹部3名がUNTAAC司令部に派遣され、部隊の業務の円滑な遂行のため、同司令部との連絡・調整や情報収集を行った。

当初、施設部隊の主要業務は、道路、橋等の修理等であったが、その後のUNTAACからの要請等を踏まえ、UNTAAC構成部門等に対する給水、給油、給食、医療、宿泊施設の提供の業務や物資等の輸送、保管の業務等が追加され、幅広く活動することとなった。例えば、憲法制定議会選挙の支援として、投票期間前は、選挙用食糧材の輸送や開票所として利用する大型天幕の構築、非常用食糧の保管、我が国選挙要員を含むUNTAAC選挙要員に対する給食や宿泊支援の業務を実施した。また、投票期間中は、道路、橋等の修理等の業務を遂行する上で必要な情報の収集の一環として、近傍の地域の必要な情報等の交換を行うとともに、食糧、飲料水等の生活関連物資を選挙要員に輸送するため、タケオ州内の投票所に立ち寄った。

なお、施設部隊は、7月にUNTAACから発出された撤収に係る指図の内容に従い、撤収作業を開始し、9月12日には宿営地としていたタケオを離れた。その際、カンボディアの復興に寄与するために、同部隊が使用していたプレハブ建物等の資機材をカンボディア側に贈与した。

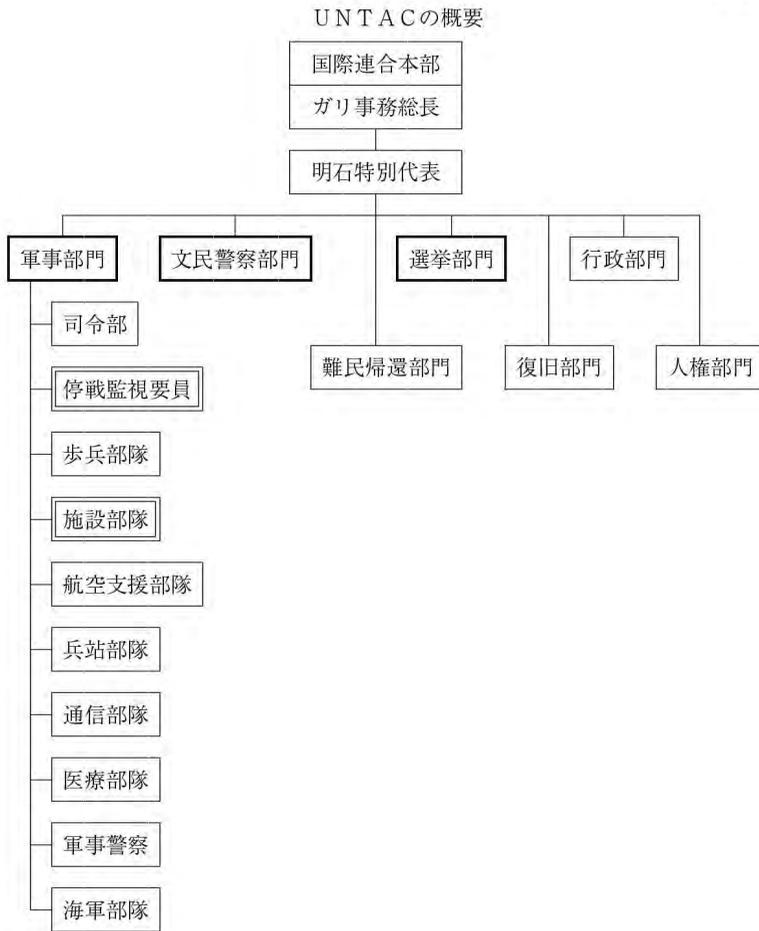
施設部隊にとっては、与えられた業務そのものは、その能力をもってすれば十分対応可能であったが、昼間は40度を越える猛暑といった厳しい環境等もあり日本国内での作業と比較して困難の多いものであった。更に、作業地域は、付近に不発弾等がある危険性もあり、これに十分留意しつつ業務を進めた。また、憲法制定議会選挙が近づくとつれ、治安状況の悪化が憂慮

連側との連絡調整をより緊密にする必要がある。更に具体的な安全対策については、通信等の資機材の充実といった装備面のみならず、安全確保のための知識に関する事前研修の徹底や万一危険に直面した際の対応要領等、研修面、運用面の問題も今後の課題である。

我が国国際平和協力隊員であった高田晴行警視及び国際平和協力隊員ではないがUNTAACの一員として活動した国連ボラソニアの中田厚仁氏が犠牲になったことは、誠に痛ましく残念であった。

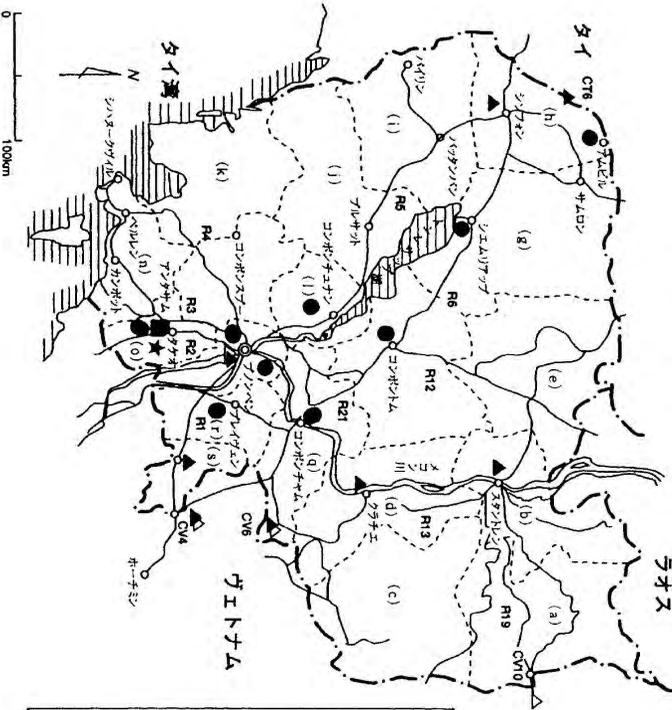
政府としては、カンボディアにおける以上のような貴重な経験を国際平和協力法の実施の在り方についての見直しや今後の業務運営に際して生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)



(参考2)

我が国要員・部隊配置図(最終配置)



- 凡例
- ▲ 第1次停戦協定後派員
 - 第2次停戦協定後派員
 - 第3次停戦協定後派員
 - ★ 漢委要員
 - 漢委要員
 - 漢委要員
 - (a) ラタナキリ
 - (b) ノタントレン
 - (c) モルトルキ
 - (d) クラチエ
 - (e) プレタラット
 - (f) コンホントム
 - (g) シェンリャン
 - (h) バンナム
 - (i) ヲルサット
 - (j) コン
 - (k) コン
 - (l) コンホントム
 - (m) コンホントム
 - (n) カンホット
 - (o) タン
 - (p) カン
 - (q) コンホントム
 - (r) プレタラット
 - (s) シェンリャン

(参考3)

選挙要員配置図



○ゴラン高原国際平和協力業務の実 施の結果

(平成25年5月28日)

1 派遣の経緯

昭和23(1948)年のイスマラエル建国以来、4次におたる中東戦争を遂げ続いていたイスマラエル国とシリア・アラブ共和国(以下「両国」という。)との間の紛争については、昭和49(1974)年5月に両国間で兵力引き離し協定が締結された。これを受けて、国際連合安全保障理事会決議第350号に基づき、国際連合平和維持活動として、シリア・アラブ共和国南西部のゴラン高原地域における両国間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務とする国際連合兵力引き離し監視隊(以下「UNDOF」という。)が設立され、昭和49(1974)年6月より活動を開始した。国際連合安全保障理事会は、UNDOFの設立以降、約半年ごとに活動期間を更新してきており、平成24(2012)年12月にその活動期間を平成24(2012)年12月31日から平成25(2013)年6月30日まで6か月延長することを決定し、平成25(2013)年3月31日現在で各国(イソド、オーストリア、フタリペン等)から派遣された917名の要員及び国際連合職員等

が活動している。

我が国に対しては、司令部業務分野及びUNDOFの活動に必要な食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNDOFについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に対し人的な貢献を積極的に果たしていくため、平成7(1995)年12月15日、国際連合の要請に応えて「ゴラン高原国際平和協力業務の実施について」及び「ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成7年政令第421号)」の閣議決定を行い、平成8(1996)年1月15日にゴラン高原国際平和協力隊を設置した。その後、UNDOFの活動期間の延長を受けてゴラン高原国際平和協力隊の派遣期間も当初平成8(1996)年8月31日までとなっていたものを逐次延長し、平成25(2013)年3月31日までとした。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員により司令部業務分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等により輸送等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国の UNDOF に対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 司令部業務の概要

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成 8 (1996) 年 2 月 1 日以降、第 1 次要員として齋部真和 3 等陸佐以下 2 名、第 2 次要員として岩村公史 3 等陸佐以下 2 名、第 3 次要員として辻本正彦 3 等陸佐以下 2 名、第 4 次要員として原田智総 3 等陸佐以下 2 名、第 5 次要員として腰塚浩貴 3 等陸佐以下 2 名、第 6 次要員として高木勝也 3 等陸佐以下 2 名、第 7 次要員として小橋史行 3 等陸佐以下 2 名、第 8 次要員として垂水達雄 3 等陸佐以下 2 名、第 9 次要員として足立吉樹 3 等陸佐以下 2 名、第 10 次要員として前島政樹 3 等陸佐以下 2 名、第 11 次要員として田浦尚之 3 等陸佐以下 2 名、第 12 次要員として牧野雄三 3 等陸佐以下 2 名、第 13 次要員として中村和志 3 等陸佐以下 2 名、第 14 次要員として服部真之介 3 等陸佐以下 3 名、第 15 次要員として岡田豊 3 等陸佐以下 3 名、第 16 次要員として六反洋一朗 3 等陸佐以下 3 名及び第 17 次要員として井上雄一朗 3 等陸佐以下 3 名が、それぞれ約 1 年間の任期で現地に派遣さ

れ、第 17 次要員は平成 25 (2013) 年 1 月 17 日に帰国した。

これらの司令部要員は、UNDOF の司令部要員の一人として、輸送及び重機材整備の業務に関する企画及び調整の業務並びに UNDOF の活動に関する広報の業務を行うとともに、平成 8 (1996) 年 7 月 5 日以降、これらの業務に加えて、重機材以外の物品の整備、物資の調達、保管及び給食の業務に関する企画及び調整の業務並びに UNDOF の活動に関する予算の作成の業務を実施した。

さらに、UNDOF 司令部の業務の合理化及び機能強化を目的とした組織改編が平成 18 (2006) 年 6 月 1 日に行われたことに伴い、司令部要員の従来の業務に加えて、UNDOF の用に供する施設等の建設、同施設に係る防火及び消火並びに UNDOF の活動に必要な通信に関する企画及び調整の業務を実施した。

(2) 輸送等の後方支援業務の概要

UNDOF の活動に必要な後方支援業務は、我が国の部隊及びインドの部隊 (平成 18 (2006) 年 3 月 24 日までは、カナダの部隊) からなる約 220 名の後方支援大隊により行われた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成 8 (1996) 年 2 月 1 日以降、第 1 次隊として佐藤正久 3 等陸佐以下 43 名、第 2 次隊として角南良児 3 等陸佐以下 43 名、第 3 次隊として本松敬史 3 等陸佐以下 43 名、第 4 次隊として正木幸夫 3 等陸佐以下 43 名、第 5 次隊として佐藤正典 3 等陸佐以下 43 名第

6次隊として武藤洋二3等陸佐以下43名、第7次隊として堀切光彦3等陸佐以下43名、第8次隊として秋葉福徳3等陸佐以下43名、第9次隊として池田和典3等陸佐以下43名、第10次隊として鬼頭健司3等陸佐以下43名、第11次隊として古庄信二3等陸佐以下43名、第12次隊として佐々木俊哉3等陸佐以下43名、第13次隊として冨樫勇一3等陸佐以下43名、第14次隊として浅野正尚3等陸佐以下43名、第15次隊として近藤力也3等陸佐以下43名、第16次隊として吉浦健志3等陸佐以下43名、第17次隊として遠藤充3等陸佐以下43名、第18次隊として徳永勝彦3等陸佐以下43名、第19次隊として佐藤和之3等陸佐以下43名、第20次隊として白川訓通3等陸佐以下43名、第21次隊として上野和士3等陸佐以下43名、第22次隊として高橋洋二3等陸佐以下43名、第23次隊として豊田龍二3等陸佐以下43名、第24次隊として小倉好文3等陸佐以下43名、第25次要員として湯下兼太郎3等陸佐以下43名、第26次要員として藤田宗徳3等陸佐以下43名、第27次要員として高木真一3等陸佐以下43名、第28次要員として小山直伸3等陸佐以下43名、第29次要員として佐藤慎二3等陸佐以下43名、第30次要員として武者利勝3等陸佐以下43名、第31次要員として志道桂太郎3等陸佐以下43名、第32次要員として野下茂助3等陸佐以下43名、第33次要員として南條衛3等陸佐以下43名及び第34次要員として萱沼文洋3等陸佐以下44名が、それぞれ約半年間の任期で現地に派遣され、第34次要員は平成25（2013）年1月19日までに帰国した。なお、第1次

隊から第24次隊までは、派遣に当たり、部隊を編成し、帰国後に当該部隊を廃止していたが、こうした部隊の編成・廃止に伴う手続の簡素化等のため、平成20年2月にゴロン高原派遣輸送隊（以下「輸送隊」という。）を編成し、第25次要員を派遣して以降は、これを廃止することなく構成要員を交代させることとした。

これらの輸送隊は、食料品等の日常生活物資等の港や空港等からの輸送、UNDOFの補給品倉庫における物資の保管、活動地域内の道路等の補修、道路等の補修に必要な重機材等の整備等の業務を実施した。

これらの輸送隊の要員は、第33次要員までは各43名のうち31名が、また、隊長を補佐する体制を強化するため増員した第34次要員は44名のうち32名が兵力引き離し地帯の西側の、また、12名が東側の国際連合の施設内に各国部隊と共に配置された。

(3) 航空自衛隊による補給の実施

航空自衛隊は、国際平和協力本部による研修を経て、平成8（1996）年5月16日以降、34回にわたり、C-130H型輸送機及びU-4型多用途支援機を本邦と両国との間で運航し、輸送隊及び司令部要員のための物資の補給を行うことにより、現地での円滑な活動を支援し、平成25（2013）年1月21日までに帰国した。

(4) 連絡調整業務の概要

関係府省庁（内閣府及び防衛省（平成19（2007）年1月8日

まで(防衛庁)から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成8(1996)年1月29日以降、逐次業務に従事した。要員は、シリア・アラブ共和国のダブス・カス及びイスラエル国のテルアビブ等に合わせて最大6名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員及び輸送隊との連絡調整業務を行い、平成25(2013)年2月8日まで帰国した。

3 撤収の経緯

我が国は、平成8(1996)年2月からUNDOFの業務を現地で実施してきた。しかし、シリア・アラブ共和国においては、平成23(2011)年3月以降民主化等を求めて各地で発生した反政府デモと治安部隊との衝突等による暴力が継続し、悪化の一途をたどるシリア・アラブ共和国情勢が、ゴラン高原地域にも深刻な影響を及ぼし、UNDOFの活動に支障が生じてきた。

このような状況を踏まえ、我が国としては、要員の安全確保を最優先にするとの方針の下、国際連合及び関係国との間で要員の十分な安全確保につき果次にわたり協議や情報共有を行うとともに、現地の情勢を不断に注視しつつUNDOFにおいて活動を行ってきた。

しかし、政府として、ゴラン高原を含むシリア・アラブ共和国の情勢、UNDOFを取り巻く状況下における我が国要員の安全確保の在り方、我が国が当時の状況において行い得る活動の内容

等を総合的に検討した結果、我が国の要員の安全を確保しつつ意義のある活動を行うことが困難との認識に至り、国際連合等との調整を経て、我が国の要員を速やかに撤収させることを平成24(2012)年12月21日に発表した。なお、今般の撤収は、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされなくなったことを理由とするものではない。

4 物資協力の実施

UNDOFへの要員の派遣に際し、我が国は、輸送隊に一定の自己完結性を持たせるべく自隊を支援する要員を加えて派遣したが、これらの要員分の生活・勤務環境整備のため、平成7(1995)年12月、国際連合からの要請に基づき、国際平和協力法に基づく物資協力として、国際連合に対しアレンバフ資機材1式を無償で譲渡した。

また、平成25(2013)年1月にUNDOFから撤収する際に、我が国は、国際連合からの要請に基づき、国際平和協力法に基づく物資協力として、国際連合に対しこれまで使用してきたトラック、ドーザ等の車両を無償で譲渡した。こうした取組は、我が国の国際平和協力業務が終了した後も活動を継続するUNDOFに対する有益な貢献である。

5 まとめ

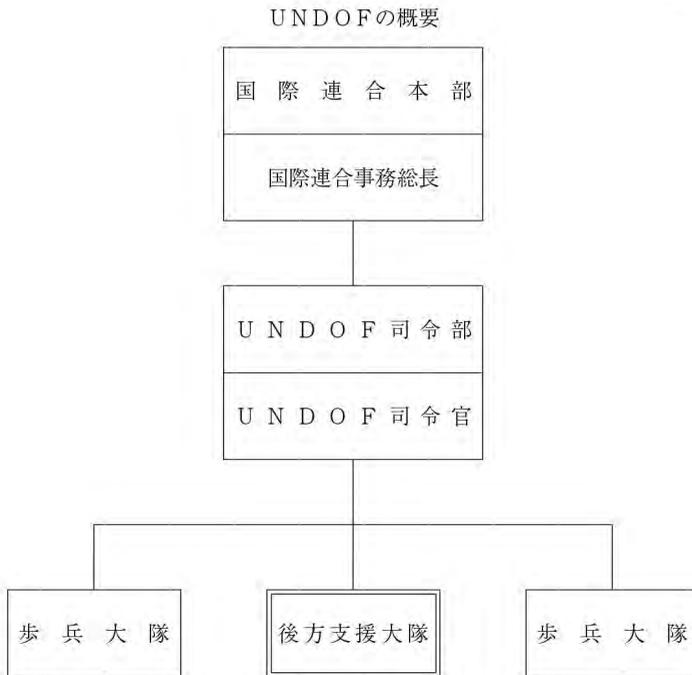
我が国は、平成8(1996)年2月に現地への派遣を開始してから17年近くの活動において、延べ約1,500名の要員を派遣した。我が国の輸送活動の累計は、走行距離にして約340万km(地球を

約85周)、輸送人員約7万9,500名、生活用品等約3万5,200ト
ンであった。こうした活動を通じ、我が国が両国間の和平交渉に
おける中心的な問題であるゴラン高原地域の平和と安定に長年に
わたり貢献してきたことの意義は大きい。

約17年にわたる長期の派遣を通じ、我が国の能力を適切に発揮
して、国際社会から高く評価される活動を実施するとともに、派
遣された要員及び自衛隊の能力の向上にも資することとなった。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実
施に活かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支
持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくことに
したい。

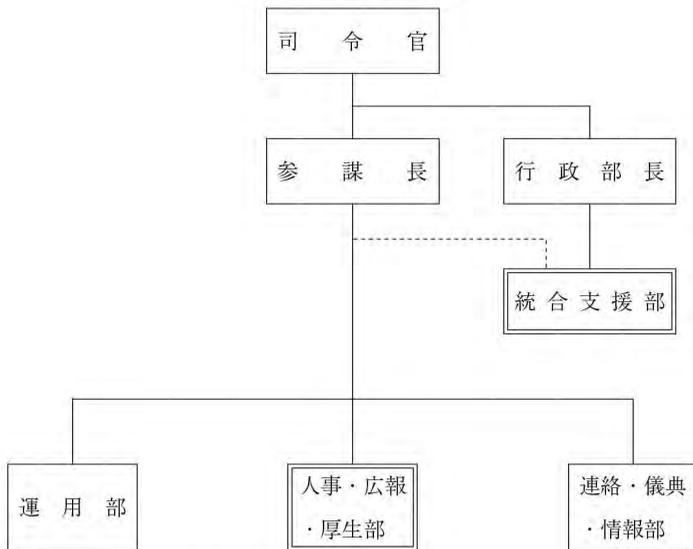
(参考1)



注：二重線は我が国部隊が配置された部隊

(参考2)

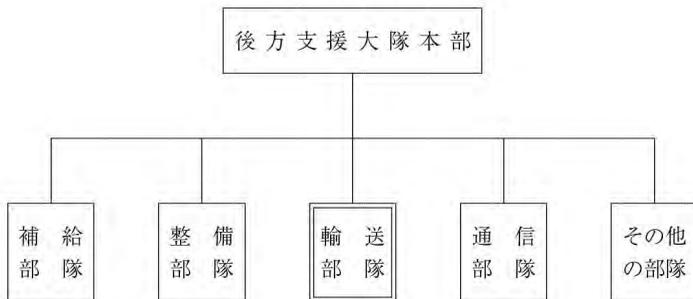
UNDOF司令部の概要



注：二重線は我が国要員が配置された部局

(参考3)

UNDOF後方支援大隊の概要



注：二重線は我が国部隊

(参考4)

ゴラン高原周辺図



(参考5)

司令部要員・部隊配置図



○東ドモーン国際平和協力業務の実施の結果

（平成16年7月30日）

1 経緯

東ドモーンに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐって問題が生じていた。1999年5月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ドモーン人における特別な自治に対する枠組案に対する東ドモーン人の民意を東ドモーン人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ドモーン暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東ドモーン統

治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられた。

また、東ドモーンの独立に向けたプロセスの一環として、UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、2002年4月14日には大統領選挙が、それぞれ公正かつ円滑に実施され、同年5月20日、東ドモーンは東ドモーン民主共和国として独立した。

UNTAETは、東ドモーンの独立によりその任務を終了したが、国際連合安全保障理事会決議第1410号に基づき、同日をもって、引き続き東ドモーンの安全の確保及び自立支援を目的とする国際連合東ドモーン支援団（以下「UNMISSET」という。）が組織された。

我が国に対し、UNTAET及びその後継となるUNMISSETの活動のうち、司令部業務分野及び道路、橋等の維持補修等の後方支援分野への要員の派遣について国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、同法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNTAET及びUNMISSET（以下「UNMISSET等」と総称する。）についてそれらが満たされてお

り、また、同法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。また、我が国として現地の状況、UNTAETの活動内容を把握するため二度にわたり現地に調査団を派遣した。

これらを踏まえ、UNTAETの活動期間において、我が国としてなし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、平成14年2月15日、「東テイメール国際平和協力業務の実施について」及び「東テイメール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成14年政令第31号）」の閣議決定を行い、同月17日に東テイメール国際平和協力隊を設置した。その後、UNTAETの任務が終了し、UNMISETが組織されたことを受けて、我が国も引き続き東テイメールにおける活動を実施するため、東テイメール国際平和協力隊の派遣期間を、当初平成14年8月20日までとなっていたものを平成15年8月20日まで延長し、さらにUNMISETの活動期間の延長を受けて、本年8月20日まで延長した。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員により司令部業務分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等により道路、橋等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を現地に派遣し、我が国のUNMISET等に対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 東テイメール国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 司令部業務の概要

UNMISET等軍事部門司令部は、東テイメールの首都ダカールに所在し、本年5月現在、各国から派遣された約80名の司令部要員により構成されていた。

山田伊智郎1等陸佐（派遣当時は、2等陸佐）以下10名の司令部要員（以下「第1次司令部要員」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成14年2月21日及び3月23日の2波に分かれて本邦を出発し、同月24日までに全員が東テイメールに到着した。第1次司令部要員は、9名が支援部施設課に、1名が支援部統合支援センターにそれぞれ配置され、施設課の要員は、UNMISET等の活動に必要な道路、橋等の維持補修等の後方支援分野の業務に関する企画及び調整、地図の保管等の業務を実施し、また統合支援センターの要員は、UNMISET等の軍事部門及び文民部門間の施設及び通信等の後方支援業務に関する調整等の業務を実施した後、平成15年5月25日までに帰国した。

次いで萩庭賢了2等陸佐以下7名の司令部要員（以下「第2次司令部要員」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、同年4月16日及び5月15日の2波に分かれて本邦を出発し、同月16日までに全員が東テイメールに到着した。第2次司令部要員は、UNMISETの削減計画により7名に規模を縮小して派遣され、6名が施設課に、1名が統合支援センターにそれぞれ配置され、第1次司令部要員の業務を引き継ぎ、同

業務を実施した後、本年6月27日までに帰国した。

これらの司令部要員は、母国語及び慣習の異なる世界各国から派遣された要員との調整という困難を克服しながら業務を遂行した。また、東ティモールにおいては、突然の大雨により道路、橋等が崩壊することもあり、このような場合において、司令部要員は昼夜を問わない対応を余儀なくされたこともあった。司令部要員は、こうした状況の中で、他国の司令部要員と共に国連の施設内の宿舎に居住し、必要に応じ我が国からの物資の補給を受けながら生活した。

(2) 後方支援業務の概要

小川祥一1等陸佐以下680名の第1次東ティモール派遣施設群（以下「第1次施設群」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成14年3月2日から逐次本邦を出発し、同年4月25日までに全員が東ティモールに到着した。第1次施設群は320名が首都デイレリに、112名が西部地域のバリアナに、121名が西部地域のスライに、また127名が西ティモール内の飛び地であるオクシに分かれて展開し、同月中にパキスタン工兵大隊からバリアナ及びスライにおいて、バングラデシュ工兵大隊からデイレリ及びオクシにおいて、それぞれ業務の引継ぎを受け、同年5月には本格的な業務を開始した。具体的には、UNMIS E T等の活動に必要な道路、橋等の維持補修、デイレリ及びスライに所在する給水所の維持管理等の業務を実施し、同年9月23日までに帰国した。

大坪義彦1等陸佐以下680名の第2次東ティモール派遣施設群（以下「第2次施設群」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、同月8日から3波に分かれて本邦を出発し、同月23日までに全員が東ティモールに到着した。第2次施設群は322名がデイレリに、112名がバリアナに、120名がスライに、また126名がオクシに分かれて展開し、第1次施設群の業務を引き継ぎ、同業務を実施した後、平成15年3月16日までに帰国した。

田邊揮司良1等陸佐以下522名の第3次東ティモール派遣施設群（以下「第3次施設群」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、同月2日から3波に分かれて本邦を出発し、同月16日までに全員が東ティモールに到着した。第3次施設群はUNMIS E Tの削減計画により522名に規模を縮小して派遣され、321名がデイレリに、96名がバリアナに、また105名がオクシに分かれて展開し、第2次施設群の業務を引き継ぎ、同業務を実施した後、同年10月26日までに帰国した。なお、スライについては、第2次施設群まで展開していた部隊を撤収したが、バリアナから6名の隊員を分派し、引き続き給水所の維持管理の業務を実施した。

川又弘道1等陸佐以下405名の第4次東ティモール派遣施設群（以下「第4次施設群」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、同月11日から3波に分かれて本邦を出発し、同月26日までに全員が東ティモールに到着した。第4次施設

設群はUNMIS E Tの削減計画により405名に規模を縮小して派遣され、309名がデアイリに、96名がマリヤナに展開し、第3次施設群の業務を引き継ぎ、同業務を実施した後、本年6月25日までには帰国した。

スアイについては、引き続きマリヤナから6名の隊員を分派し、給水所の維持管理の業務を実施したが、本給水所の移管を受けて、当該隊員は平成15年12月16日をもって撤収した。

第1次施設群、第2次施設群、第3次施設群及び第4次施設群（以下「施設群」と総称する。）は、UNMIS E T等の活動に必要な道路、橋等の維持補修の業務として120件の工事を行ったほか、地域住民の生活と密接に関わった民生支援業務として、地域住民の生活に必要な道路、橋、かんがい用水路等の建設、小学校のグラウンドの敷地造成、ごみ処分場の建設、東テイモール政府職員を対象とした道路建設用機材操作等の教育等を実施した。また、第2次施設群、第3次施設群及び第4次施設群の撤収に際しては、東テイモール政府の要請を受け、東テイモールの復興に寄与するため、それまで使用してきたトラック、ドーザ等の道路建設用機材、プレハブ式建物等を同政府に贈与した。

施設群は、高温多湿の気候に加え、マラリア等の感染症が心配される厳しい環境等もあり、宿営地の建築作業時から多くの困難に直面したが、必要に応じ我が国からの物資の補給を受けながら生活し、与えられた任務を着実に遂行し、国際連合や地

域住民の期待に応えた。

また、施設群は他国部隊とも協力してスポーツ大会を行うなど、地域住民との交流を積極的に行ったほか、施設群の各隊員も、余暇を利用して、我が国のNGOと協力しながらマンゴローアの植樹を行ったり、現地の児童に対して音楽演奏指導を実施するなど、各種のボランティア活動にも積極的に取り組んだ。

(3) 海上自衛隊及び航空自衛隊による輸送等の業務の概要

海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」及び護衛艦「みねゆき」からなる東テイモール派遣海上輸送部隊は、第1次施設群の東テイモール派遣の際、施設群の隊員及び資機材の一部の海上輸送を行い、港湾施設が不十分なデアイリ、スアイ及びオクシにおいて輸送用エアクッション艇（LCA C）により物資の揚陸を実施した。また、上陸した第1次施設群の隊員の一部に対して、「おおすみ」により宿泊及び給食を提供した。この際、オーストラリアのダーウィンにおいて物資の補給を行った。

また、航空自衛隊の東テイモール派遣空輸隊は、6機のC-130H型輸送機をもって、第1次施設群の東テイモール派遣の際に、第1次施設群の先発隊の隊員、車両等を空輸したほか、第1次施設群の派遣以降、4度にわたり、施設群及び司令部要員のための物資の補給を行うことにより、現地での円滑な活動を支援した。

(4) 連絡調整業務の概要

内閣府から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNMISET等に対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成14年2月19日以降、逐次業務に従事した。連絡調整要員は、東ティモールの首都デマリに最大5名配置され、UNMISET等及び東ティモール政府当局その他の関係機関と司令部要員及び施設群との連絡調整業務を行い、本年6月27日までに全員が業務を終了し、本邦に帰国した。

3 まとめ

21世紀最初の独立国として、2002年5月20日に独立を達成した東ティモールは、国家として自立していく過程にあるが、UNMISET等は、この一連の過程において重要な役割を果たしており、その活動については、国際的に高い評価を得ている。UNMISET等の活動は、文民部門、軍事部門を含む国際連合平和維持活動であり、世界各国から派遣された要員数は最大時には1万名を超えた。自衛隊の部隊等がアジア大洋州地域で実施された国際連合平和維持活動に参加したのは、国際連合カンボジア暫定機構（UNTAC）以来のことであるが、東ティモールの独立及び復興が順調に進むことは、同国を含むこの地域の平和と安定にとって重要なことであり、我が国として、人的な面において、UNMISET等の活動に対して貢献をなしたことの意義は大い。

本年5月20日をもって活動を終了する予定であったUNMISE

ETは、国際連合安全保障理事会決議第1543号に基づき、規模を大幅に縮小された上で、さらに活動期間が延長されたが、施設群等については、当初の目的を達成したことから、我が国の東ティモール国際平和協力業務は終了した。今回の東ティモール国際平和協力業務は、2年4か月にわたったり実施され、この間、延べ人数にして施設群2,287名、司令部要員17名及び連絡調整要員34名が派遣された。これは、我が国が実施した国際平和協力業務としては過去最大規模のものである。また、今回の国際平和協力業務においては、部隊の隊員として初めて女性自衛官（延べ人数にして25名）が参加した。

我が国の要員は、その能力をいかしてUNMISET等の活動のための後方支援業務のみならず、東ティモールの地域住民の生活に密接に関わった民生支援業務を効果的に遂行したが、住民と同じ目線に立ち、かつ、その真摯で規律正しい仕事ぶりは、東ティモール国民を始めとして国際社会から高い評価を得た。また、今回の2年4か月にわたる長期の派遣が所期の成果を収めることができたのは、国際連合平和維持活動への我が国の協力に対する我が国国民の深い理解によるものであったといえる。

今回の派遣に際しては、業務の円滑かつ効率的な実施のため、カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原等におけるこれまでの国際連合平和維持活動への協力の経験等を踏まえつつ準備を行ったところ、例えば、実施計画には、現地での要請が予想される業務を予め幅広く定めていたため、施設群が現地で相当程度柔軟に対

応することができた。また、施設群が現地に使用する道路建設用機材については、東ティモールの道路状況等を考慮し、民生用の小型の機材を多数持ち込んだが、これら機材については、東ティモール政府職員に対する操作等の教育に活用されるとともに、撤収に際し、東ティモール政府に贈与することとなった。こうした機材の操作等の教育や贈与は、施設群が撤収した後に、東ティモール国民が自らの手で道路等の整備や災害時の復旧作業に取り組む上で有益であると考えられ、施設群は、UNMIS ET等の活動に対する支援にとどまらず、より効果的な形で東ティモールの復興にも寄与することができた。今後、贈与した機材が十分かつ有効に活用されるよう、我が国として引き続き政府開発援助等により支援を行っていくこととしている。

国際連合平和維持活動の任務等が多様化していることや、今回の東ティモール国際平和協力業務での経験も踏まえ、今後の国際平和協力業務の実施に際しては、実施する業務内容の定め方や持ち込む機材等についても、十分に工夫、配慮する必要がある。

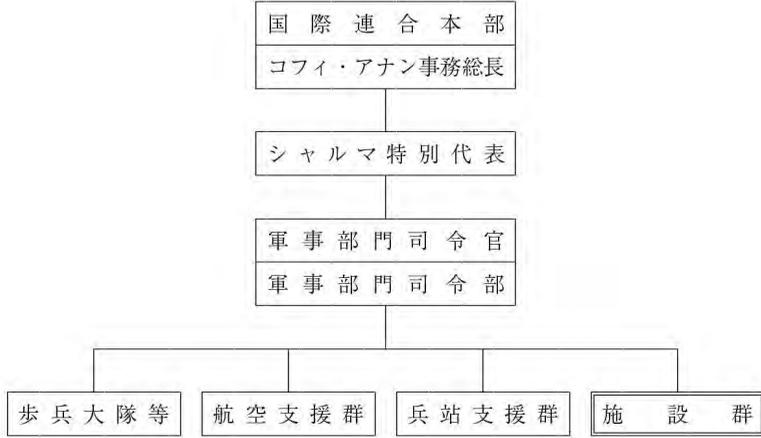
また、今回の国際平和協力業務の実施に当たっては、東ティモールの国づくりに資する民生支援業務も積極的に実施したが、我が国の要員が国際連合平和維持活動において民生支援業務に本格的に取り組んだのは、今回が初めてである。こうした民生支援業務を通じて、地域住民との交流を図り、また、それら住民からの理解、協力を得ることは、国際連合平和維持活動本来の業務を円滑に遂行する上で極めて効果的であったが、今後は、国際平和

協力業務を行うに際しての民生支援業務のより効果的な実施の在り方についても、検討していく必要がある。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)

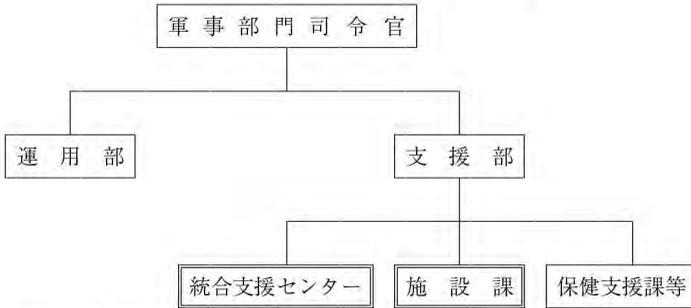
UNMISSET軍事部門の概要



注：二重線は我が国部隊

(参考2)

UNMISSET軍事部門司令部の概要



注：二重線は我が国要員が配置された部局

○ネパール国際平和協力業務の実施の結果

（平成23年4月8日）

1 経緯

ネパールに関しては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という。）、マオイスト双方の代表団により、累次和平交渉が行われた結果、同年6月、両者間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、2007年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、2007年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管

理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（以下「UNMIN」という。）を設立した。

我が国に対しては、軍事監視分野における要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとする紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNMINについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成19年3月27日、「ネパール国際平和協力業務の実施について」及び「ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成19年政令第106号）」の閣議決定を行い、同月30日にネパール国際平和協力隊を設置した。その後、UNMINの活動期間の延長を受け、ネパール国際平和協力隊の派遣期間も当初平成20年3月31日までとなつ

ていたものを本年3月31日まで延長した。

我が国は、以上の経緯をもって、軍事監視分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のUNMINに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 ネパール国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 軍事監視業務の概要

UNMIN軍事監視部門（以下「軍事監視部門」という。）は、2008年5月まで、ネパールの首都カトマンズを中心に5つのセクターで構成されていたが、同年6月に3つのセクターに統合され、さらに同年7月、セクター制が廃止されて以降、カトマンズを拠点に約70名の要員が活動していた。軍事監視部門は、マオイストの武器及び兵士の登録作業を行い、続けて、登録された兵士の認証作業を行った。その結果、登録された武器は、約3,500点、認証された兵士は、約20,000名であった。

石橋克伸1等陸佐（派遣当時は、2等陸佐）以下計6名の軍事監視要員（以下「第1次要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、平成19年3月30日に本邦を出発、同月31日にネパールに到着し、UNMINから約1週間のブリーフィングを受け、4月10日から18日までの間に東部セクター、中部セクター及び中西部セクターにそれぞれ2名ずつ配置された。

第1次要員は、各国要員混成の数名でチームを作り、国軍施設

設やマオイストキャンプの宿舍での居住を含め、各セクター司令部及び国軍施設とマオイストキャンプ（周辺のサテライトキャンプを含む。）において、1週間程度のローテーションにて武器及び兵士の管理の監視業務を行い、平成20年3月18日に帰国した。

浅野正尚2等陸佐以下計6名の軍事監視要員（以下「第2次要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、平成20年3月7日に本邦を出発、同日にネパールに到着し、第1次要員から業務の引継ぎを受けつつ、UNMINから約1週間のブリーフィングを受けた。第2次要員は、3月19日までに東部セクター、中部セクター及び中西部セクターにそれぞれ2名ずつ配置され、第1次要員と同様の業務を実施した。その後、同年7月のセクター制廃止に伴い、第2次要員はカトマンズを拠点に、カトマンズのUNMIN本部と国軍施設及び各地のマオイストキャンプ（周辺のサテライトキャンプを含む。）において業務を行い、平成21年3月23日に帰国した。

遠藤祐一郎2等陸佐以下計6名の軍事監視要員（以下「第3次要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、平成21年3月13日に本邦を出発、同月14日にネパールに到着し、第2次要員から業務の引継ぎを受けつつ、UNMINから約1週間のブリーフィングを受けた。第3次要員は、カトマンズを拠点に、カトマンズのUNMIN本部と国軍施設及び各地のマオイストキャンプ（周辺のサテライトキャンプを含む。）

において業務を行い、昨年3月31日に帰国した。

白川智章2等陸佐以下計6名の軍事監視要員（以下「第4次要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、昨年3月21日に本報を出発、同月22日にネパールに到着し、第3次要員から業務の引継ぎを受けつつ、UNMIMINから約1週間のフリーフーズを受け入れた。第4次要員は、第3次要員と同様に、カトマンズを拠点に業務を行い、UNMIMINの任務終了に伴い、本年1月18日に帰国した。

(2) 連絡調整業務の概要

関係省庁（内閣府及び防衛省）から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNMIMINに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成19年3月30日以降、逐次業務に従事した。連絡調整要員は、カトマンズに最大6名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と軍事監視要員との連絡調整業務に従事し、本年2月11日までに全員帰国した。

3 まとめ

UNMIMINは、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙の実地支援等を任務として設立された。制憲議会選挙は、当初、2007年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情勢等の影響により、二度にわたり延期された後、2008年4月10日に実施され、マオイストを第一党とする新政権が誕生した。

制憲議会選挙終了後、王制が廃止され連邦民主共和制に移行するなどネパールの和平プロセスは一定の進展を見せたものの、国軍とマオイスト兵との統合問題等の課題が残された。2008年10月、国軍とマオイスト兵との統合問題に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）の設置が決定され、2009年1月の第1回会合で、6か月以内の統合・社会復帰完了を目指したワーキングの作成等が決定されたものの、同年5月、国軍参謀長の去就をめぐる対立の結果、政権が交代し、その活動は事実上中断した。同年7月からマオイストの非認証兵士の除隊プロセスの開始が発表され、昨年1月には、マオイストを含む主要政党の幹部が和平プロセスに関する協議を行うための枠組みが構築され、特別委員会が再開した。同年2月、非認証兵士の除隊作業は完了したが、統合・社会復帰の具体的な方針については、依然としてマオイストと与党との間で見解の隔たりがある。

新憲法制定については、昨年5月28日に公布することを目指して作業が行われていたが、同日までに作業が完了せず、首相の早期辞任等を条件として制憲議会の設置期間を本年5月28日まで延長することとなった。その後、昨年6月に、2009年5月の政権交代から1年余りで首相が辞任を表明した。

こうした情勢を踏まえ、UNMIMINの活動期間も逐次延長されてきたが、昨年9月、政府からの要請を受け、国際連合安全保障理事会は、UNMIMINの活動期間を本年1月15日まで延長し、同日をもってUNMIMINの任務を終了することを決定した。同年1

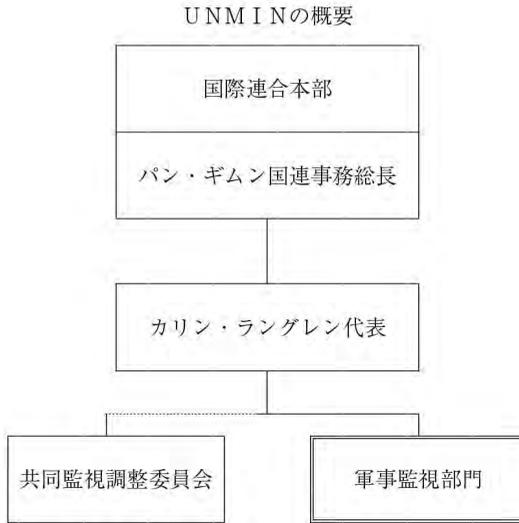
月14日、国際連合安全保障理事会は、UNMIMINの任務完了に関する議長声明を发出し、UNMIMINは同月15日をもって任務を終了し撤収した。このようなネパールの和平プロセスにとって重要な時期に、我が国としてもUNMIMINの活動に対して協力をなしたことが、我が国の意欲は大きい。

我が国の軍事監視要員は、過酷な気象条件を含め厳しい環境の中、約70名という小規模なミッションにおいて、UNMIMIN設立当初から約3年10か月の間継続して6名、延べ24名が勤務し、その正確かつ真摯で規律正しい仕事振りは、国際連合、政府等幅広い関係者から高い評価を受けたところである。

UNMIMINの活動終了後の本年1月22日、マオイスト兵が特別委員会の指揮下に移管され、本年2月3日、新首相が制憲議会において選出された。今後、マオイスト兵の統合・社会復帰問題の解決を含む和平プロセスの更なる進展が期待されることである。

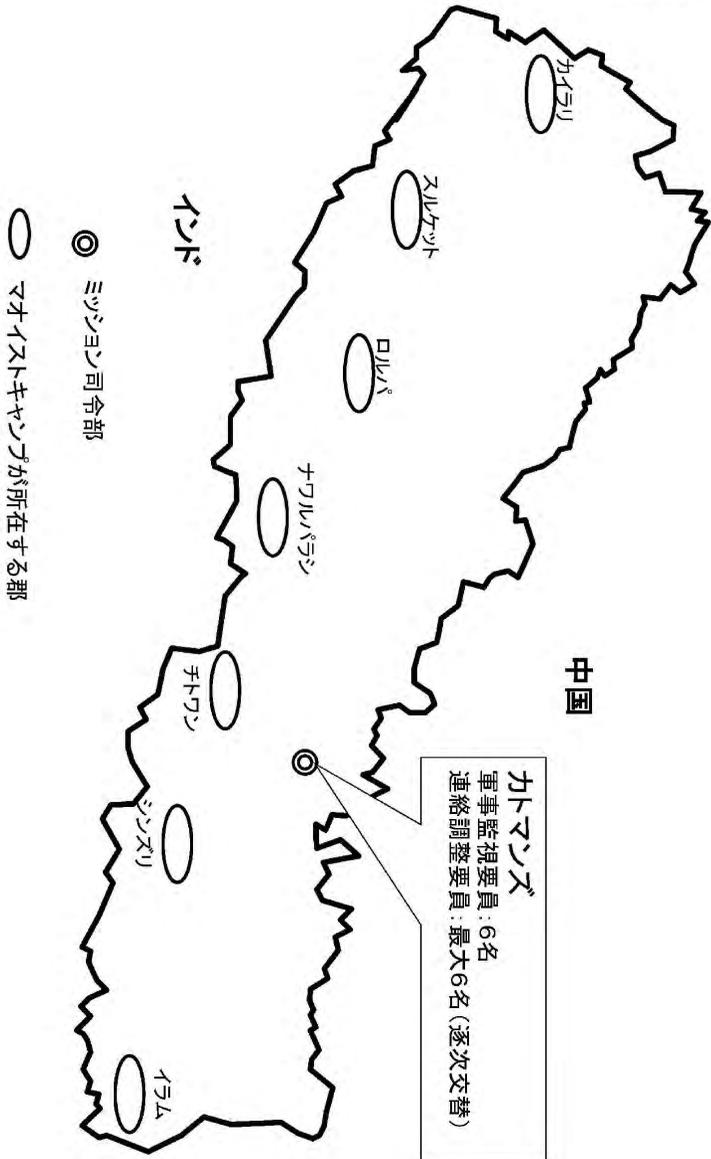
今回のネパール国際平和協力業務では、我が国軍事監視要員が、国軍施設と国内7か所のマオイストキャンプへ個人単位で派遣され、他国の要員と混成でチームを編成し、活動した。政府としては、これらの貴重な経験を今後の業務にいかすことが肝要と考えられており、国際平和協力法に基づき活動に関しては、今後とも、国民の理解と支持を得つつ進めていくこととしたい。

(参考1)



(注)二重線は、我が国要員が配置された部門

(参考2)



○ハイチ国際平和協力業務の実施の

結果

（平成25年5月28日）

1 派遣の経緯

ハイチに関しては、平成16（2004）年に入ってから政治情勢の不安定化及び治安情勢の急速な悪化により、平成16（2004）年2月末ブリスラップ大統領が国外へ逃亡し、憲法の規定に従い最高裁判所長官が暫定大統領に就任し、その要請を受けて、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）において決議第1529号が採択され、暫定多国離軍（以下「M I F」という。）が設立された。この後治安状況は沈静化したものの、政治的・社会的混乱は続いた。平成16（2004）年4月、国際連合事務総長は、国際連合ハイチ安定化ミッション（以下「M I N U S T A H」という。）の設立の必要性を報告した。4月、安保理は、ハイチの状況は国際の平和及び安全に対する脅威を構成するとして、決議第1542号を採択し、平成16（2004）年6月、M I Fに代わり、ハイチにおける安全かつ安定的な環境の確保を主な任務として、M I N U S T A Hが設立された。

平成22（2010）年1月12日にハイチにおいて発生した大規模な

地震及びこれに引き続いて発生した余震（以下「ハイチ地震」という。）によりハイチは大きな被害を受け、我が国も、地震発生の翌日以降、民間の医師などを中心とした国際緊急援助隊医療チームの派遣や自衛隊の国際緊急医療援助隊の派遣などを行った。

1月19日、安保理は、事態の深刻さと緊急の対応の必要性を認識し、緊急の復旧、復興及び安定化を支援するためM I N U S T A Hの要員を3,500名増員する決議第1908号を採択した。

M I N U S T A Hは、設立以来、活動期間が逐次延長されてきており、平成24（2012）年10月、安保理において、活動期間を平成25（2013）年10月15日まで延長することが決定された。

我が国に対しては、決議第1908号の採択を受けて、国際連合から要員の派遣について要請があった。また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が得られている。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、平成22（2010）年2月5日、国際連合の要請に応じて「ハイチ国際平

和協力業務の実施について」及び「ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成22年政令第10号）」の閣議決定を行い、ハイチ国際平和協力隊を設置した。

その後、MINUSTAHの活動期間の延長を受け、ハイチ国際平和協力隊の派遣期間も当初平成23（2011）年1月31日までとなっていたものを逐次延長し、平成25（2013）年3月31日までとした。

我が国は、以上の経緯をもって、MINUSTAHが実施する復旧活動等に関する企画及び調整の分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等によりハイチ地震の被災者の支援等の分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のMINUSTAHに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 ハイチ国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 司令部業務の概要

MINUSTAH軍事部門司令部は、ハイチの首都ポルトープラズンスに所在し、平成24（2012）年12月現在、各国から派遣された約120名の要員及び国際連合職員等により構成されている。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成22（2010）年2月24日以降、第1次要員として今井孝夫3等陸佐以下2名、第2次要員として佐藤裕一1等陸尉以下2名、第3

次要員として金川和磨1等陸尉以下2名、第4次要員として中尾大志3等陸佐以下2名、第5次要員として渡邊貴博3等陸佐以下2名、第6次要員として丹宗正敏3等陸佐以下2名の総計12名の司令部要員が、それぞれ約半年間の任期で現地に派遣され、第6次要員は平成25（2013）年1月30日に帰国した。

司令部要員のうち1名は、当初MINUSTAH国際連合事務総長首席副特別代表室（現在は、MINUSTAH国際連合事務総長副特別代表室）ミッション支援部に、次いでMINUSTAH軍事部門司令部工兵部に配置され、また、他の1名は、司令部兵站部に配置され、それぞれMINUSTAHが実施する復旧活動等に関する企画及び調整の業務を実施した。

(2) ハイチ地震の被災者の支援業務の概要

MINUSTAH軍事部門には、平成24（2012）年12月現在、ブラジル、ウルグアイ等、我が国を含む16か国から部隊が派遣されていた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成22（2010）年2月6日以降、陸上自衛隊のハイチ派遣施設部隊（以下「施設部隊」という。）が現地に派遣された。施設部隊の第1次要員として山本雅治1等陸佐以下203名、第2次要員として福永正之1等陸佐以下346名、第3次要員として佐々木俊哉1等陸佐以下330名、第4次要員として足立寧達1等陸佐以下330名、第5次要員として橋本功一1等陸佐以下317名、第6次要員として野村悟1等陸佐以下317名、第7次要員として

菅野隆一 等陸佐以下297名が、第1次要員は立ち上げ作業等のため約1か月間、第2次要員から第7次要員までそれぞれ約半年間の任期で派遣され、第7次要員は平成24（2012）年12月27日まで帰国した。また、施設部隊の撤収作業を円滑に行うため派遣された神成健一 1 等陸佐以下44名の撤収支援要員は、平成24（2012）年10月20日以降ハイチに順次到着し、第7次要員の帰国後も引き続きドミニカ共和国において車両等の後送等の調整を実施した後、平成25（2013）年2月26日まで全員が帰国した。

施設部隊は、トナー等の施設機材を含む車両等を装備し、ハイチ地震の被害が最も大きかったポルトープランスを中心に、地震により発生した大量のがれきの除去、敷地の造成及び補修作業、ドミニカ共和国との国境へ通じる道路の補修作業、市内道路や倒壊した行政庁舎のがれきの除去等、総計200件以上の業務を実施したほか、MINUSTAHの承認の下、国際連合の資金を活用して、ナルバセ孤児院児童寮と倉庫、シゾノ結核療養所の洗濯場施設及びトウルベ小中学校舎の建設等を自ら企画し、実施した。また、施設部隊に所属する技官を中心に、国際連合関係施設の耐震診断を実施したほか、平成22（2010）年10月中旬より、ハイチ中部を中心にコレラ感染が発生していたことを踏まえ、平成22（2010）年11月以降、同部隊に所属する自衛隊医官のコレラ医療センターへの派遣等MINUSTAHが実施しているコレラ対策への協力を行うなど、我が国の要員

の持つ高い専門性を活かしつつ業務を実施した。

これらの活動に当たっては、必要に応じ、韓国部隊等との共同作業を行ったほか、政府開発援助（ODA）による我が国の支援、非政府組織（NGO）や国際機関等による支援活動との効果的な連携を重視しつつ業務を実施した。また、ハイチ政府関係者等に対し、整地のための施設機材の操作等に係る技術指導を実施するなど、ハイチにおける人材育成にも留意した活動を行った。加えて、施設部隊に所属する自衛隊医官等により地元住民への医療及び衛生教育等を実施したほか、和太鼓、相撲、空手、書道等の日本文化の紹介を行うなど、地元住民と積極的に交流した。

派遣された施設部隊の要員の数は延べ2,184名（女性自衛官15名を含む）であり、同部隊のうち一部は、ドミニカ共和国及びアメリカ合衆国フロリダ州にそれぞれ拠点を置き、ハイチで活動する同部隊への物資の輸送等を円滑に行うための調整等を行った。

施設部隊は、日本とは異なった気候の下、派遣直後は長期間テントで、また、雨期には足元まで浸水する状況で生活を行うなど、非常に厳しい環境の中で業務を行った。

(3) 航空自衛隊による輸送等の業務の概要

航空自衛隊の空輸隊は、国際平和協力本部による研修を経て、平成22（2010）年2月6日以降、C-130H型輸送機、KC-767型空中給油・輸送機及び政府専用機を本邦、ハイチ及

びアメリカ合衆国の間で運航し、施設部隊等の輸送及び物資の補給を行い、平成24（2012）年12月27日までに全員が帰国した。

(4) 連絡調整業務の概要

関係府省（内閣府及び防衛省）から派遣された連絡調整要員は、我が国のMINUSTAHに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成22（2010）年2月5日以降、逐次、業務に従事した。要員は、ポルトープランスに延べ57名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員及び自衛隊の部隊等との連絡調整業務を行い、平成25（2013）年1月31日までに全員が帰国した。

3 撤収の経緯

ハイチ地震による被害は死者31万人以上、被災者約370万人という非常に大きなものであったが、平成24（2012）年8月時点において、地震で発生したがいれきの約7割が除去され、国内避難民数も地震発生直後の約4分の1に減少するなど、ハイチの復旧状況は相応に進展した。安保理は、かかる状況を踏まえ、緊急の復旧、復興及び安定化を支援するために増員されていたMINUSTAHの定員を、平成23（2011）年10月に採択した決議第2012号により、軍事要員を8,940名から7,340名へ、文民警察要員を4,391名から3,241名に減員することを決定し、平成24（2012）年10月に採択した決議第2070号により、軍事要員を6,270名、文民警察要員を2,601名に減員することを決定した。この間、ハイチ

チ政府においては、平成22（2010）年11月から平成23（2011）年3月にかけて実施された大統領選挙の結果に基づき、平成23（2011）年5月にラルテリー大統領が就任した。右大統領選挙の過程においては散発的な暴動が発生し、ラルテリー政権初期には大統領と議会の対立から首相不在による政治的膠着が5か月続く状況が見られたものの、現在はラルテリー大統領と平成24（2012）年5月に就任したラモット首相の下、同国の復旧、復興及び経済社会開発に向けた動きが進展しつつある。

こうした状況を踏まえ、我が国は、ハイチ地震を受けて施設部隊が担ってきた応急的な復旧活動の必要が低下しつつあると判断し、国際連合との調整を経て、今回の国際平和協力業務を終了したところである。

4 自衛隊の保有する施設機材等の譲与

平成24（2012）年12月のポルトープランスの宿営地からの撤収に際し、我が国は、ハイチ政府の要請を受け、経済及び技術協力のため必要な物品等の外国政府等に対する譲与等に関する法律（昭和35年法律第23号）の規定に基づき、それまで使用してきたドーザ等の施設機材等を同国政府に対し譲与した。また、国際連合からの要請を受け、国際平和協力法に基づく物資協力として、同宿営地内に保有していたプレハブ式建物及び付属設備・備品等を国際連合に対し譲与した。

なお、ハイチ政府への施設機材等の譲与は、平和貢献・国際協力に伴う案件等について、我が国政府と相手国政府との間で取り

決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されることがないこと及び当該防衛装備品等が第三国に移転されることがないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとした「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話（平成23年12月27日）の下で行われる初めての防衛装備品等の海外移転となった。

これらの譲与は、今回の国際平和協力業務が終了した後も、ハイチの経済社会開発及びハイチ国民の福祉に寄与し、また、同国における安全かつ安定的な環境の確保を主な任務とするMINUSTAHの活動に対する有益な貢献となるものである。

5 まとめ

自衛隊の部隊等が中南米地域で実施された国際連合平和維持活動に協力するため派遣されたのはハイチが初めてである。

また、我が国は、国際連合に対し自衛隊施設部隊を派遣する意思がある旨を通知してから約2週間後に施設部隊の第1次要員を出国させるなど、国際連合からの要請に迅速に応え、施設部隊等を派遣した。この派遣には、陸上自衛隊中央即応集団等における国際平和協力業務等に係る態勢の整備のほか、今回の国際平和協力業務の実施に先立って、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づき、平成22（2010）年1月16日から平成22（2010）年2月16日までの間、自衛隊の部隊等が同国し

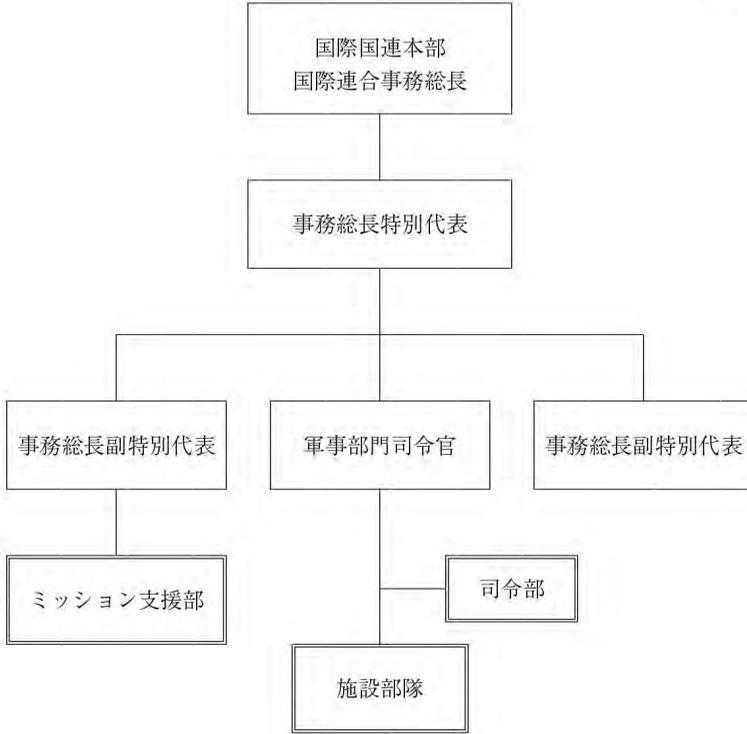
オゾンにおける医療活動等の国際緊急援助活動を行うため派遣されていたことが大きく寄与した。

我が国の要員は、ハイチ地震後の厳しい環境の中、その人員や保有する装備品の能力等を活かして、ハイチ地震の被災者の支援等を効果的に実施するとともに、ハイチにおける人材育成にも留意した活動を行った。

我が国として、地震により大きな被害を受けたハイチの復旧、復興及び安定化を支援するMINUSTAHの活動に対し、迅速に参加するとともに、途中、国内においては東日本大震災という未曾有の災害への対応を行いつつも、約3年におたり継続して貢献をなし得たことの意義は大きい。また、派遣された施設部隊は、国際平和協力業務に留まらず、政府開発援助（ODA）による我が国の支援、非政府組織（NGO）や国際機関等による支援活動等、他の援助形態との連携・協力による支援の相乗効果を追求し、また、撤収に際しては、自衛隊が保有する施設器材等をハイチ政府及び国際連合に対しそれぞれ譲与し、撤収後も引き続きハイチの復旧、復興及び安定化に寄与することを目指した。これらの取組は国際平和協力業務の歴史に照らし、大きな一歩となった。

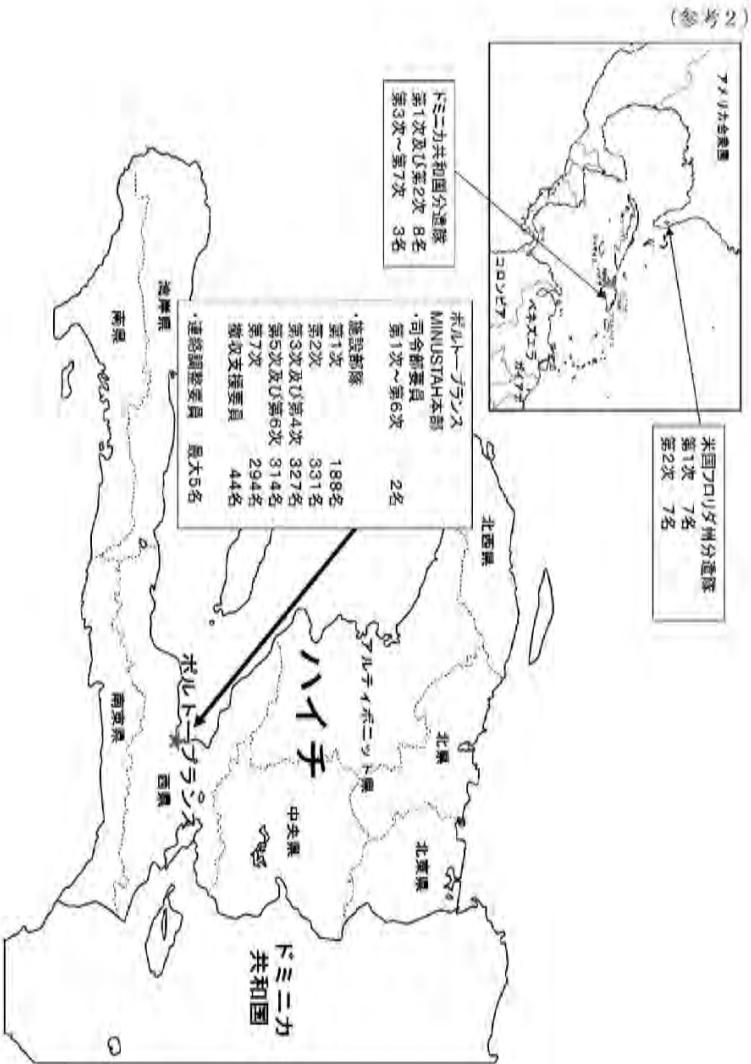
政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に活かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととした。

(参考1)



(注) 二重線は、我が国要員が配置された部門

第三章 国際平和協力業務 (ハイチ国際平和協力業務の実施の結果)



○南スーダン国際平和協力業務の実施の状況

(平成23年12月20日)	変更
平成24年10月16日	
平成25年10月15日	
平成26年10月21日	
平成27年2月10日	
平成27年8月7日	
平成28年2月9日	
平成28年10月25日	
平成29年3月24日	
平成30年2月16日	
平成30年5月18日	
令和元年5月17日	
令和2年5月22日	
令和3年5月21日	
令和4年5月20日	

1 経緯

南部スーダン独立前のスーダンにおいては、1983年以降、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）との間で20年以上にわたり武力紛争が続いていたが、2005年1月、両者は「南北包括和平合意」（以下「CPA」という。）に署名し、武力紛争が終結した。国際連合安全保障理事会（以下「安保理」とい

う。）は、2005年3月に決議第1590号を採択し、CPAの履行の支援等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）を設立した。

2011年1月、CPAの履行の一環として、UNMISの支援も受けて、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、有効投票総数の約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となった。同年2月、スーダン政府は、大統領令を发出し、この結果を受け入れた。同年7月9日、南スーダン共和国が独立し、UNMISはその活動を終了した。

一方、南スーダン共和国が効果的かつ民主的に統治されることにも、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化することが必要であることから、同年7月8日、安保理は決議第1996号を採択し、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とする国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMIS」という。）の設立を決定し、同年9日、UNMISを設立した。

2013年12月中旬以降は、南スーダン共和国において、南スーダン政府と反政府勢力との衝突や特定の民族などを標的とした暴力行為が各地に拡大し、多数の死傷者、難民及び国内避難民が発生したことに伴い、UNMISは、活動の重点を文民の保護に移した。2014年5月27日、安保理は決議第215号を採択し、UNMISの任務を文民保護、人権監視調査、人道支援促進支援及び敵対的行為の停止合意の履行支援の四分野に限定した。2015年8

月、「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」(以下「合意」という。)に南スーダン政府、反政府勢力等の関係者がそれぞれ署名したことを受け、同年10月9日、安保理は決議第2241号を採択し、UNMISSの任務に合意の履行支援を新たに追加した。同年12月15日には安保理決議第2252号が採択され、合意の履行支援が拡充された。2016年7月の現地治安情勢の悪化を受け、同年8月12日には、新たに地域保護部隊をUNMISS内に創設すること等を内容とする安保理決議第2304号が採択された。2018年9月には、「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」に南スーダン政府、反政府勢力等の関係者がそれぞれ署名し、2020年2月22日、同合意に基づき国民統一暫定政府が設立された。2022年3月15日には、活動期間を2023年3月15日まで延長する安保理決議第2625号が採択されたところである。

我が国に対しては決議第1996号の採択を受けて、国際連合から要員の派遣について要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び同法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成23年11月15日、「南スーダン国際平和協力業務の実施について」及び「南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成23年政令第345号)」の閣議決定を行い、同月18日に南スーダン国際平和協力隊を設置した。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員によりUNMISS司令部業務分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等により道路等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

UNMISSは、その本部を南スーダンの首都ジュバに置き、2022年1月31日現在、各国から派遣された13,866名の軍事要員、1,390名の文民警察要員、国際連合職員等により構成されている。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、司令部要員、自衛隊の部隊及び連絡調整要員が、それぞれ、現地に派遣された。

(1) 司令部業務の概要

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成23年11月29日以降、13次にわたり、5次まででは各3名の司令部署員が、6次からは4名の司令部署員が、最長約1年間の任期で現地に派遣された。これらの司令部署員は、UNMISの司令部署員の一人として、UNMIS軍事部門司令部における兵站全般の需要に関する部内の調整に関する業務、UNMIS統合ミッション分析センターにおけるデータベースの保守管理に関する業務、UNMISミッション支援部における施設業務に関する企画及び調整に関する業務又は同ミッション支援部における航空機の運航支援に関する企画及び調整に関する業務をそれぞれ実施した。

(2) 施設部隊等業務の概要

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成24年1月14日以降、11次にわたり、4次まででは最大330名からなる陸上自衛隊の南スーダン派遣施設部隊（以下「施設部隊」という。）が、また、5次からは最大410名からなる施設部隊が、約半年間の任期で現地に派遣された。施設部隊は、ジュバにおいて、宿営地の整備、国連施設内の敷地整備、国連施設外の道路補修、国際機関施設の敷地造成、避難民への医療や給水、避難民用衛生設備の設置、避難民保護区域の敷地造成等の業務を実施し、平成29年3月に施設部隊の撤収を決定した上で、同年5月末までに南スーダン共和国から順次撤収した。

また、平成24年1月11日以降、4次にわたり、最大40名から

なる現地支援調整所の要員が、約半年間の任期で現地に派遣された。現地支援調整所の要員は、ジュバ及びウガンダ共和国のカンパラ及びエンテベにおいて、施設部隊の業務の案件形成や施設部隊の展開に必要な輸送業務に係る調整等を実施した。また、平成24年8月31日以降、現地支援調整所の要員は、2名のオーストラリア軍から派遣されているUNMISの要員との間で、国連を含む関係機関との連絡調整等に関する協力を行った。第5次施設部隊から、現地支援調整所の機能を施設部隊に統合し、平成25年12月24日に現地支援調整所を廃止した。

(3) 航空自衛隊による補給の実施

航空自衛隊は、平成24年1月26日以降、14回にわたり、C-130H型輸送機を本邦、南スーダン共和国及びウガンダ共和国の間で運航し、施設部隊等の輸送及び物資の補給を行い、平成29年5月末までに全員が帰国した。

(4) 連絡調整業務の概要

関係省庁（内閣府、外務省及び防衛省）から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNMISに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成23年11月21日以降、逐次、業務に従事した。要員は、ジュバに最大2名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部署員及び自衛隊の部隊等との連絡調整業務を行った。

3 施設部隊の撤収の経緯

我が国のUNMISに対する施設部隊の派遣は、平成29年1

月をもって5年という節目を迎え、派遣した人数は延べ約4,000人に達し、施設部隊の派遣としては過去最長となった。この間、施設部隊は、厳しい環境の中、建国間もない南スーダン共和国の発展のための環境の構築の支援という当初の目的に沿った活動実績を着実に積み重ねてきた。

平成29年3月時点における南スーダン共和国の情勢は、首都ジュバの治安改善等を任務とする国連による新たな部隊の展開が開始され、南スーダン共和国の安定に向けた取組が進みつつあり、また、南スーダン共和国政府は、国内における民族融和を進め合意の履行の進展を図るため、国民対話を開始する旨発表するなど、国内の安定に向けた政治的取組に進展が見られていた。一方、前述のように施設部隊の派遣としては過去最長となる5年以上が経過し、首都ジュバを中心とした道路補修などの実績は、過去の我が国の国際平和協力活動の中で最大規模の実績を積み重ねており、施設部隊が担当する首都ジュバにおける施設活動については一定の区切りをつけることができる状況であった。以上のような諸点を総合的に勘案し、我が国としては、これまでの施設部隊による施設活動を中心とした支援から、南スーダン共和国政府による自立の動きを支える方向に支援の重点を移すことが適当と判断し、同年5月末までに施設部隊を撤収させたところである。

4 物資協力の実施

平成25年12月中旬から南スーダン共和国の治安情勢が急激に悪化する中、国際連合及び韓国政府から、UNMISSの韓国隊の

隊員及び避難民等の生命・身体の保護に早急に必要とされる弾薬の譲渡要請がなされたことを受け、同月、国際平和協力法に基づく物資協力として、国際連合に対し、弾薬を無償で譲渡した。当該弾薬は、平成26年1月に施設部隊に返還されている。

さらに、国際連合から、南スーダン共和国の治安情勢の悪化に伴い増員されたUNMISS各国部隊用のテント及び国連施設内の避難民向け救援物資の譲渡要請がなされたことを受け、同年3月、同法に基づく物資協力として、国際連合に対し、テント及びビニールシートを無償で譲渡した。

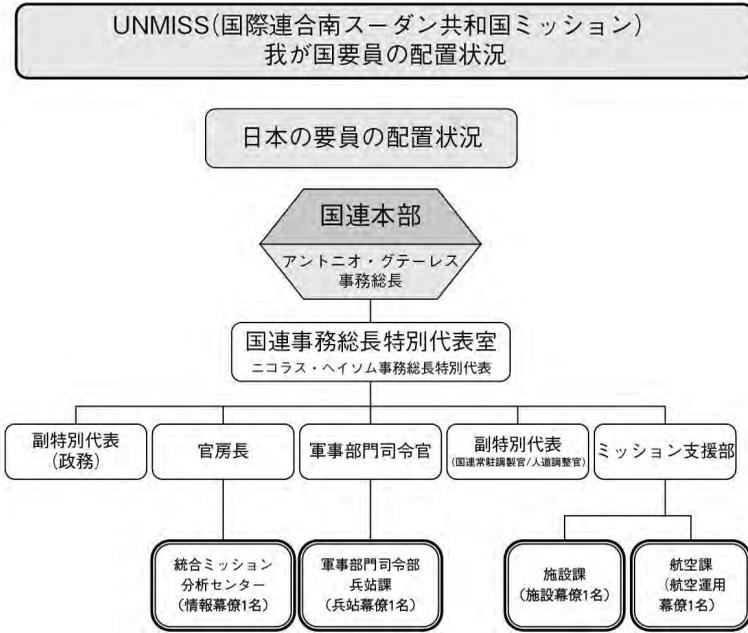
また、平成29年5月、施設部隊の撤収に際し、国際連合からの要請を受け、同法に基づく物資協力として、国際連合に対し、南スーダン共和国において施設部隊が使用し、又は保有していた重機、車両、居住関連コンテナ等を無償で譲渡した。こうした取組は、施設部隊の活動が終了した後も活動を継続するUNMISSに対する有益な貢献である。

(参考1)



UNMISS司令部

(参考2)



(注)二重線は、我が国要員の配置部門

○シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況

(令和元年11月12日)

変更

令和2年11月10日

令和3年11月16日

令和4年11月1日

1 経緯

1973年の第4次中東戦争の後、1978年9月、エジプト・アラブ共和国とイスラエル国は、アメリカ合衆国の仲介により、「キャンプ・デービッドにおいて合意をみた中東における平和の枠組」及び「エジプト・イスラエル平和条約締結のための枠組」に署名し、1979年3月26日には、「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約」(以下「平和条約」という。)が締結された。

これを受け、関係各国は、平和条約に基づく国際連合の部隊及び監視団の派遣について、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)の合意を取り付けるべく働きかけを行ったが、1981年5月の安保理議長からの合意不成立の通告を踏まえ、同年8月3日、紛争当事者であるエジプト・アラブ共和国とイスラエル国は、アメリカ合衆国の仲介により、多国籍部隊・監視団(以

下「MFO」という。)設立の根拠となる「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」に署名し、平和条約に定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関としてMFOが設立された。

MFOは、1982年の活動開始以来、エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。また、我が国は、中東における我が国の果たす役割への期待が高まってきた中、1988年度に初めてMFOへの財政支援を実施し、それ以来、MFOへの財政貢献を行ってきたところである。

このような財政支援を通じた中東の平和と安定への我が国の貢献についてMFOから高い評価がなされ、MFOから我が国に対し、要員の派遣について要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第2号イに規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連携平和と安全活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、MFOについてそれぞれが満たされており、さらに、国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意についてはいずれも得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために

一層の責務を果たしていくに当たり、中東地域の平和と安定への貢献を通じてMFOによる国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成31年4月2日、「シナイ半島国際平和協力業務の実施について」、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第147号）」及び「シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成31年政令第148号）」の閣議決定を行い、同月5日にシナイ半島国際平和協力隊を設置した。

我が国は、以上の経緯をもって、司令部要員によりMFO司令部業務分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のMFOに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

MFOは、その本部をイタリヤ共和国の首都ローマに置き、2022年1月1日現在、13か国から派遣された軍事要員は1,154名である。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、司令部要員及び連絡調整要員が、それぞれ、現地に派遣された。

(1) 司令部業務の概要

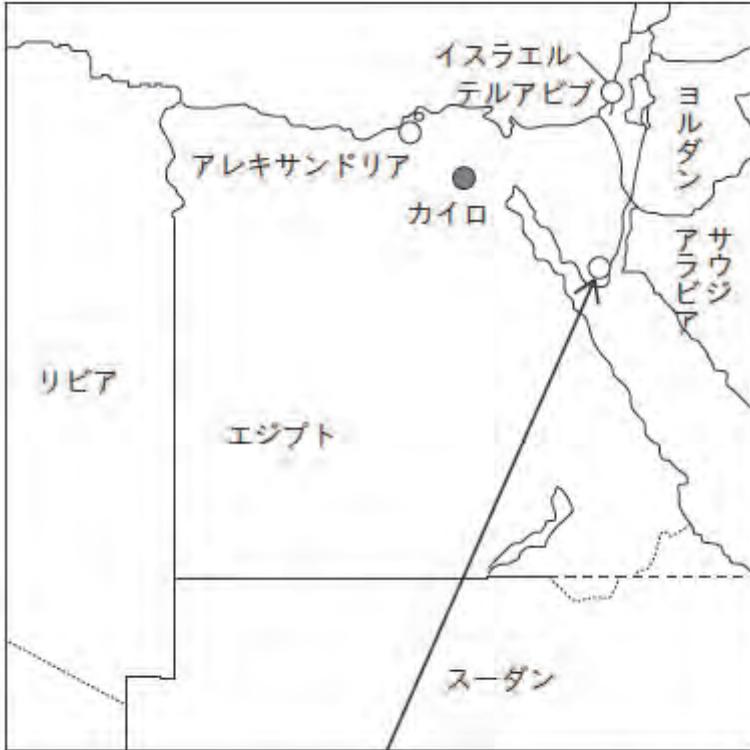
我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成31年4月26日以降、4次にわたり、2名の司令部要員が、約1年

間の任期で現地に派遣された。これらの司令部要員は、MFOの司令部要員の一員として、MFOの停戦監視活動の実施に関するエジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との連絡調整やこれに係る中長期の活動方針の作成、領空通過・滑走路使用許可取得に係る調整等に加え、エジプト・イスラエル両国の軍事当局間の対話・信頼醸成の促進支援に関する業務をそれぞれ実施した。

(2) 連絡調整業務の概要

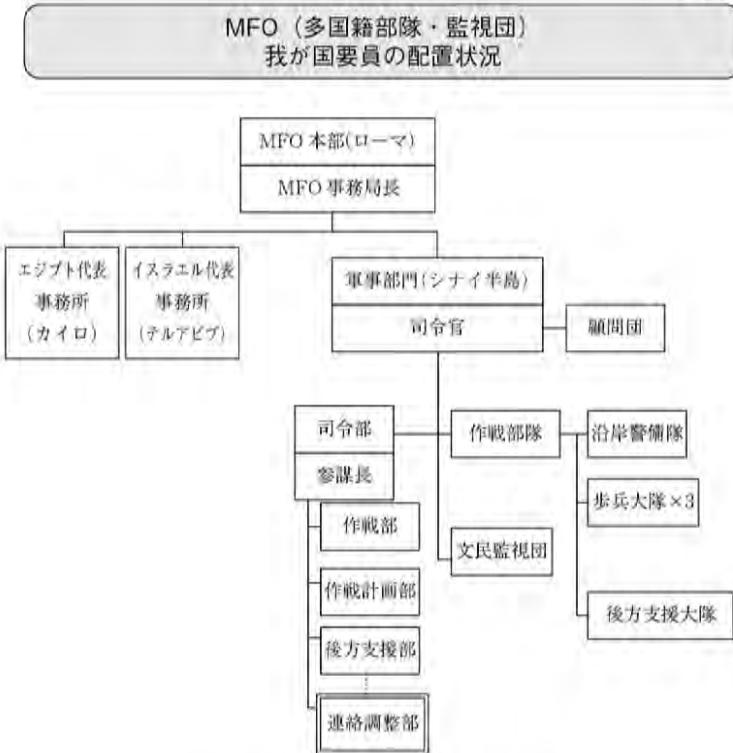
内閣府から派遣された連絡調整要員は、我が国のMFOに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成31年4月24日以降、逐次、業務に従事した。要員は、カイロに1名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員との連絡調整業務を行った。

(参考1)



MFO司令部
(シャルム・エル・シェイク)

(参考2)



(注)二重線は、我が国要員の配置部門

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施の結果

(令和4年8月5日)

1 経緯

ウクライナ国（以下「ウクライナ」という。）については、ロシアが、2022年2月24日、ウクライナへの侵略を開始した。ロシア軍はウクライナ北部、東部、南部に進軍し、各地で激しい武力衝突が発生した。その後、ロシア軍はウクライナ北部からは撤退したが東部及び南部において攻勢を強め、その他の地域の都市へのミサイル攻撃等も断続的に行う等、停戦のめどは立っておらず、一般市民の犠牲やウクライナ周辺諸国への避難も継続している。

このような状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）は、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、モルドバ及びスロバキアにおいて、ウクライナ被災民に対する救援活動を行っている。

UNHCRは、上記のウクライナ被災民に対する救援に資するために、人道救援物資をアラブ首長国連邦（ドバイ）の倉庫からポーランド及びルーマニアに輸送するなどの人道的な国際救援活

動を行っていたところ、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの人道救援物資の輸送について要請がなされた。

我が国としては、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための活動に対し、国際協調の下で積極的な貢献を行うため、この輸送の要請に対する応分の協力として、UNHCRの人道救援物資のアラブ首長国連邦（ドバイ）からポーランド及びルーマニアへの輸送を行うこととし、同年4月28日に「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について」及び「ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（令和4年政令第186号）」を閣議決定して、同日、ウクライナ被災民救援国際平和協力隊を設置した。

なお、今回の輸送協力について、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件は満たされていた。具体的には、UNHCRの人的な国際救援活動が行われるアラブ首長国連邦、ポーランド及びルーマニアについては、国際平和協力法第3条第3号に規定する紛争当事者に当たらなかつたため、紛争当事者間の停戦合意はそもそも必要とされなかつたほか、同号に規定するUNHCRの人的な国際救援活動への同意及び国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する、我が国の国際平和協力業務への同意はいずれも得られていた。

我が国は、以上の経緯をもって、自衛隊の部隊により、輸送分野における国際平和協力業務を実施するとともに、併せて連絡調整要員をアラブ首長国連邦（ドバイ）、ポーランド又はルーマニアに派遣し、派遣先国のUNHCR事務所、大使館、空港当局、グラントハンドリング業者等と自衛隊の部隊との間の連絡調整分野における国際平和協力業務を実施した。

2 ウクライナ被災民救済国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 輸送業務の概要

航空自衛隊の航空支援集団司令官森川龍介空将の指揮の下、延べ142名のウクライナ被災民救済空輸隊（以下「空輸隊」という。）は、国際平和協力本部による研修を受け、所要の準備を経て、本年5月1日から6月27日までの間に、航空自衛隊の航空機による空輸業務を実施した。航空機はC-2輸送機及びKC-767空中給油・輸送機を用い、本邦を出発して、UNHCRの人道救援物資の備蓄倉庫が所在するアラブ首長国連邦のドバイに向けて飛び立ち、ドバイに到着後、同倉庫に備蓄されている各種の人道救援物資を積み込み、ポーランド又はルーマニアまで空輸して現地UNHCR事務所へ引き渡し、本邦に帰着するという行程を6日間を基準として行い、おおむね週に1回の頻度で合計8便の空輸業務を、各便とも航空機1機により実施した。

第1便はC-2輸送機により5月1日に埼玉県の入間基地を

出発し、5月3日未明にドバイにおいてピニールシート6,000枚、約23.6トンを積み込んだ後、物資の集積地となっているポーランドのジェシエフ・ヤジヨソカ空港へ向けて飛び立ち、同日午後、同空港において物資を現地UNHCR事務所へ引き渡し、5月6日に入間基地へ帰着した。

第2便はC-2輸送機により5月11日に鳥取県的美保基地を出発し、5月13日未明にドバイにおいてソーラーシート5,184個、約7.4トンを積み込んだ後、物資の集積地となっているルーマニアの首都ブカレストのアソリ・コアズダ国際空港へ向けて飛び立ち、同日午後、同空港において物資を現地UNHCR事務所へ引き渡し、5月16日に美保基地へ帰着した。

第3便はC-2輸送機により5月18日に入間基地を出発し、5月20日未明にドバイにおいて毛布4,320枚、約6.3トンを積み込んだ後、ジェシエフ・ヤジヨソカ空港へ向けて飛び立ち、同日午前、同空港において物資を現地UNHCR事務所へ引き渡し、5月23日に入間基地へ帰着した。

第4便はC-2輸送機により5月25日に美保基地を出発し、5月27日未明にドバイにおいて毛布4,320枚、約6.3トンを積み込んだ後、アソリ・コアズダ国際空港へ向けて飛び立ち、同日午前、同空港において物資を現地UNHCR事務所へ引き渡し、5月30日に美保基地へ帰着した。

第5便はKC-767空中給油・輸送機により6月1日に愛知県の小牧基地を出発し、6月3日未明にドバイにおいてピニール

ルシート6,000枚、約23.4トンを積み込んだ後、ジェシユフ・ヤシヨソカ空港へ向けて飛び立ち、同日午後、同空港において物資を現地U.N.H.C.R事務所に引き渡し、6月6日に小牧基地へ帰着した。

第6便はC-2輸送機により6月8日に美保基地を出発し、6月11日未明にドバイにおいて毛布4,320枚、約6.3トンを積み込んだ後、アソリ・コアンダ国際空港へ向けて飛び立ち、同日午前、同空港において物資を現地U.N.H.C.R事務所に引き渡し、6月14日に美保基地へ帰着した。

第7便はK-C-767空中給油・輸送機により6月15日に小牧基地を出発し、6月17日未明にドバイにおいてキツチンセット3,380個、約23.4トンを積み込んだ後、ジェシユフ・ヤシヨソカ空港へ向けて飛び立ち、同日午前、同空港において物資を現地U.N.H.C.R事務所に引き渡し、6月20日に小牧基地へ帰着した。

第8便はC-2輸送機により6月22日に入間基地を出発し、6月24日未明にドバイにおいて毛布4,320枚、約6.3トンを積み込んだ後、アソリ・コアンダ国際空港へ向けて飛び立ち、同日午前、同空港において物資を現地U.N.H.C.R事務所に引き渡し、6月27日に入間基地へ帰着した。

空輸隊は、約2か月間、計8便の運航でビニールシート12,000枚、ソーラーランプ5,184個、毛布17,280枚及びキツチンセット3,380個、計4品目で約103トンの人道救援物資をドバ

イからポーランド又はルーマニアに空輸し、U.N.H.C.Rから要請された全ての人道救援物資の空輸を終了した。また、空輸隊の要員は、アラブ首長国連邦（ドバイ）、ポーランド又はルーマニアに所要に応じて適時に派遣された連絡調整要員と連携しながら、現地U.N.H.C.R事務所と実施業務に関する調整を行うなど、U.N.H.C.Rとの緊密な連携の維持に努めたほか、現地空港当局関係者等からの協力も得て円滑に業務を実施した。

なお、今次輸送業務については、途中ルーマニア及び一部の便についてはトルコ共和国において給油等を行った。

さらに、この間、空輸業務に当たるC-2輸送機及びK-C-767空中給油・輸送機の故障等の不測事態に備え、常に国内で予備機及び救援のための整備要員98名を待機させた。

(2) 連絡調整業務の概要

関係府省（内閣府、外務省及び防衛省）から派遣された連絡調整要員は、空輸隊の活動を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を受け、本年4月30日以降、逐次業務に従事した。連絡調整要員は、アラブ首長国連邦のドバイ、ポーランドのジェシユフ又はルーマニアのブカレスト等に合わせ最大3名派遣され、派遣先国のU.N.H.C.R事務所、大使館、空港当局、ボランティアグループ業者等と空輸隊との間の連絡調整業務に従事した後、6月26日までに帰国した。

3 まとめ

今回、我が国が実施した活動は、U.N.H.C.Rが実施しているウ

ウクライナ被災民に対する救援活動への協力として行ったものであり、我が国として同活動に大きく寄与することにより、国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。また、今般、本邦を拠点として入念な準備を行い、定期的な海外での長距離の任務運航を行うというかたちで国際平和協力業務を成功裏に終わらせることができたことは、我が国の強みである国際拠点間輸送能力を国際社会に示すこととなり、今後の国際貢献の幅を広げるものであったと考えている。

空輸隊にとつて、今回与えられた任務そのものは、その能力をもってすれば十分対応可能であったが、運航中、機内で一人でも新型コロナウイルス感染者が発生した場合、ほかの運航要員も濃厚接触等により当該運航そのものが継続困難になるという事態を回避するため、厳格な新型コロナウイルス感染対策を行いつつ、往復約3万キロ以上の長距離の運航を行わなければならないかったことを考慮すると、毎週定期的に輸送業務を実施することは、日本国内での作業と比較して決して容易なものではなかったと言える。また、UNHCRから、我が国の特別な協力に対して心からの謝意が表明されているほか、ウクライナ政府関係者からも感謝と高い評価が得られており、さらにウクライナ被災民に対する人道支援を行っているポーランドやルーマニアとの協力の観点からも意義深いものがあり、今回の我が国の活動は、時宜にかなった協力であったと考えている。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の

実施にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づき協力を進めていくこととしたい。

〔参考〕

第三章 国際平和協力業務（ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施の結果）



